

平成25年度林野庁補助事業
合法木材の普及・利用促進

平成25年度
違法伐採対策・合法木材普及推進事業
総 括 報 告 書

平成26年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、平成 25 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため平成 18 年度から「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできたが、林野庁ガイドラインに基づく合法性が証明された木材の認定供給事業者は 25 年度末の段階で前年から 3 割増の 11,100 社を超えるなど、この事業をめぐる環境も新たな局面をむかえている。全国どこでも合法性等が証明された木材が入手できる環境が整ってきたことにより、木材利用ポイント事業、地域型住宅ブランド化事業などに利用されることで民間住宅の関係者や消費者がこの制度に関心を広げてきたためである。

このような状況の中で、本年度の事業では、一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法木材の普及拡大を行ない需要の定着化を図るとともに、信頼性を高めるためのモニタリングシステムに関する取り組みを進め、認定事業団体と連携して事業を実施したところである。

本報告書が今後の違法伐採問題に関する業界と消費者・調達者の連携した取り組みの一助となることを期待している。

平成 26 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 吉 条 良 明

平成25年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業 総括報告書 目次

はじめに

第1章 概 要	1
1 平成25年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」（地域材倍増事業（合法木材の普及・利用促進））の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成（年間スケジュール表）	4
第2章 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制	5
1 合法性が証明された木材の供給体制の概要	5
2 平成24年度における合法木材の取り扱い実績	5
3 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催	7
第3章 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業	18
1 合法性が証明された木材の調達に関するアンケート調査の実施	18
2 合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナーの実施	28
3 一般消費者・需要者向けの普及活動	31
4 大規模展示会等における普及活動	34
5 合法木材ナビの充実	43
第4章 木材の合法性証明の信頼性向上	45
1 団体・事業体を対象とした説明会・研修の開催	45
2 合法性が証明された木材におけるモニタリング等の実施	48
第5章 海外の違法伐採対策・合法性が証明された木材の推進・連携	55
1 中国での合法木材セミナーの開催（第4回日中木材及び木材製品貿易検討会）	55
2 消費国における違法伐採問題に関する取り組み状況の把握	59
巻末資料	
1 平成25年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の進め方について	70
2 合法木材モニタリング実施指針（素案）	74

第1章 概要

1 平成25年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」(地域材倍増事業(合法木材の普及・利用促進))の骨子

違法伐採問題に対応するため、平成18年2月に林野庁が「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定し、その中で「合法性」や「持続可能性」についての定義を定め、同年、グリーン購入法の特定期調品目に「合法木材」が取り入れられて、政府調達の対象となるなど、合法性のある木材・木材製品(以下「合法木材」という。)の利用の促進が図られてきた。同様に、木材業界においても、合法木材の供給体制の整備に取り組んできた結果、現在では147の合法木材供給事業者認定団体(以下「認定団体」という。)が11,100を超える事業者(平成26年3月現在)を合法木材供給事業者(以下「供給事業者」という。)として認定しており、全国どこでも合法木材を入手する体制が整ってきた。

更に、林野庁で本年度から始まった木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化事業等の中で、合法木材が助成要件の一つになったことなどにより合法木材の利用や、業界関係者のみならず消費者も木材の合法性証明に触れる機会が増えたことから、供給側の説明責任もより大きくなってきている。

このような中で供給体制の信頼性向上とその普及啓発がきわめて重要な課題となっている。このため、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②需要者・消費者に対する普及啓発・定着事業、③木材の合法性証明の信頼性向上事業、④海外の違法伐採対策の実態や我が国の合法木材の仕組みの普及に取り組んだ。

2 取り組みの成果と報告書の構成

(1) 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制(第2章)

8年目を迎えた合法木材の供給システムに関して、この一年間で業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は2割増加し、合法木材の供給体制に関して新たな状況が生まれている。

このような状況を踏まえ、業界関係者、学識経験者、環境NGOなどからなる違法伐採対策・合法木材普及推進委員会を2回開催し、事業を適切に推進するための検討を行うとともに、住宅関連事業者に向けた普及の取組を強化するため、この委員会のもとに住宅関係合法木材普及推進専門委員会を設

置した。

(2) 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業(第3章)

ア 住宅関係者向けの普及活動の実施

新たに合法木材に関心を広げた住宅業界を対象に供給側に対する要望を把握し利用促進に資するため、木材利用ポイント登録住宅施工者、地域型住宅ブランド化事業関係者にアンケートを実施した。約 1,000 社にアンケートを送付したところ 400 社から回答があった。この回答の中で、合法木材の消費者への普及の期待がしめされ、住宅業界への普及の糸口となった。また、住宅事業者を対象としたセミナーを実施した。

イ 一般消費者・需要者向けの普及活動

首都圏で開催される大規模展示会への出展や、全国 28 の認定団体の協力を得て、地方自治体への普及、地方建築業界向け説明会などを実施した。

ウ 合法木材ナビの充実

我が国の違法伐採対策、合法木材の供給システムに関する情報、海外の関連情報を一元的に提供するため、ホームページ「合法木材ナビ」での情報の更新・提供に努めて情報窓口の充実に取り組んだ。

(3) 木材の合法性証明の信頼性向上(第4章)

ア 団体事業者を対象とした研修の実施

9 月に認定団体の幹部を対象とした中央研修を実施した。また、新たな認定事業者に対する対応をも含め、事業者向けの研修を 70 の認定団体が 3,500 事業者を対象に実施した。

イ 合法性が証明された木材におけるモニタリング等の実施

モニタリング実施指針にもとづくモニタリングの試行的実施の年度と位置づけ、アンケート調査を実施した。アンケートの結果「可能な限り実施」が半数近く、「今年は難しい」が半数近くで、各団体来年に向けた検討をすすめた。自主的なモニタリングの実施に取り組んだ団体は書面調査が 50 団体、現地調査を実施した団体が 5 団体あり、モニタリングの本格的な実施に向けて積極的な対応があった。

(4) 海外の違法伐採対策・合法性が証明された木材の推進・連携(第5章)

ア 第4回日中木材及び木材製品貿易検討会

中国木材及び木製品流通協会と連携し広州市で中国の木材・木材製品の製造業及び輸出入業の事業者を対象に検討会を開催した。標記会合では、日本の合法木材の取り組みを紹介するとともに、米国・欧州等の違法伐採への取り組み状況等幅広いテーマで講演が行われ、意見交換等を行った。

イ 海外の違法伐採対策合法木材の推進連携

消費国における違法伐採問題に関する取り組み状況の調査を実施した。

海外10カ国の26業界団体の協力を得て、団体会員の事業者800社にオンラインで調査を依頼した。欧州と米国の違法伐採対策法が各社に与える影響などに関して41社から回答があった。

平成25年度合法木材の普及・利用促進 ＜年間スケジュール＞

委員会等会議の開催	合法木材の普及・利用促進
4月	
5月	
6月	
7月 8日:第1回委員会	
8月	5-23日:林野庁中央展示 29-31日:DIY・ホームセンターショウ 認定団体による普及活動 認定団体による認定事業者研修
9月	4日:合法木材供給事業者認定団体研修
10月	
11月	
12月 17日:第1回専門委員会	12-14日:エコプロダクツ2013
1月	
2月 3日:第2回専門委員会	18日:合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナー
3月 4日:第2回委員会	3-7日:農林水産省「消費者の部屋」特別展示

※委員会:違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
 ※専門委員会:住宅関係合法木材普及推進専門委員会

第2章 合法性が証明された木材の供給体制と事業の推進体制

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、平成26年3月末現在では、認定団体数が147(昨年143)、認定事業者数が約11,100(昨年約8,800)と大幅に増加した。

平成25年度に大幅に増加した理由としては、林野庁の木材利用ポイント事業及び国土交通省の地域型住宅ブランド化事業の中で、合法木材が位置づけられたこと等が大きな要因と考えられ、合法木材の供給体制は一層充実しつつある。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成26年3月31日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	24	2,150
地方団体	123	8,961
計	147	11,111

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 平成24年度における合法木材の取り扱い実績

昨年度の合法木材の取り扱い実績を次ページの表にとりまとめた。平成24年度は、合法木材証明システムが始まって7年目に当たり、その間の合法木材の取り扱い実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法性が証明された木材(以下「合法木材」)の量は、18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、6,526千 m^3 となり7.2倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱いした合法木材は951千 m^3 に対し7,321千 m^3 の7.7倍となっている。また、取り扱い量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から67%に、素材流通では16%か

ら 60%に、素材流通（輸入）では 9%から 28%に増加するなど、合法木材の供給量は着実に増加している。

また、取り扱い実績を報告した認定団体及び認定事業体の数については、18 年度では、認定団体数 61、認定事業体数 2,267 であったのに対し、団体数では 2 倍の 124 団体に、認定事業対数では 3.4 倍の 7,689 社で、こちらも着実に増加している状況となっている。

**平成 24 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取り扱い
実績（報告期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）**

業 種		木材・木製品 の取り扱い 量（総数）	うち、合法性 が証明され たもの	割 合	認定事業対 数
		A	B	A／B	
		千 m3	千 m3		
素材生産	（国 内）	9,760	6,526	0.67	1,644
素材流通	（国内注）	12,300	7,321	0.60	448
木材加工	（国内注）	26,306	12,157	0.46	2,895
木材流通	（国内注）	20,993	5,406	0.26	2,651
その他	（国内注）	197	81	0.41	16
素材流通	（輸 入）	2,451	680	0.28	6
木材流通	（輸 入）	6,926	944	0.14	29

- （注） 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 124 認定団体
7,689 認定事業体の数値を集計したものである。（平成 25 年 9 月調査）
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む。

3 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の信頼性の向上と円滑な供給を可能とするため、また、認定団体による自主的取り組みのあり方等について検討し、取り組みの実効性を高めることを目的として、一般社団法人全国木材組合連合会に木材関係業界団体、学識経験者、環境 NGO 等からなる違法伐採対策・合法木材普及推進委員会を引き続き設置した。

さらに、平成 24 年度から実施されている地域型住宅ブランド化事業、平成 25 年度から実施された木材利用ポイント事業において、支援要件の 1 つに合法木材が含まれたことから、一般住宅の建築関係者に合法木材供給の仕組み・内容の理解が進んできている。このような背景から、建築関係者による合法木材の利用促進を図る取り組みを検討するため住宅関係合法木材普及推進専門委員会をこの委員会の下に設置することとした。

メンバーは、学識経験者、木材業界、住宅生産団体等による 5 名程度を構成員とした。



第 1 回合法木材普及推進委員会



第 2 回住宅関係合法木材普及推進専門委員会

(1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

■ 委員

(五十音順、敬称略)

岩田 茂樹	全国森林組合連合会 (常務理事)
大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (理事・環境委員長)
大熊 幹章	東京大学 (名誉教授) : 委員長
岡田 清隆	日本木材輸入協会 (専務理事)
尾蘭 春雄	全国木材組合連合会 (副会長)
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 (教授)
上河 潔	日本製紙連合会 (常務理事)
河野 康子	全国消費者団体連絡会 (事務局)
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム (フェアウッド・パートナーズ担当)
佐々木 宏	住宅生産団体連合会 (専務理事)
第2回委員会から小田広昭専務理事に交替	
竹島 克朗	日本建設業連合会 (常務執行役)
藤間 剛	森林総合研究所 (国際研究推進室長)
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科 (教授)
橋本 務太	WWF ジャパン (森林グループ長)

■ オブザーバー

【関係省庁】林野庁

荒谷明日兒 林業経済研究所 (主任研究員)

三柴 淳一 FoE Japan (副代表理事・事務局長)

■ 会議の概要

第1回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

1. 日時 : 2013 (平成 25) 年 7 月 8 日 (月) 14:00~16:05
2. 場所 : 三会堂ビル 2 階 A 会議室 (東京都港区赤坂)
3. 議事要旨 :

事務局より、平成 24 年度事業の実施結果の概要説明と平成 25 年度の事業計画について説明し委員に了承された。また、認定事業者の合法木材の証明制度

の透明性・信頼性の向上を図るための取り組みとして、認定団体が行うモニタリングの試行実施案を提案し、委員に了承された。

① 平成 24 年度の違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果および事業を巡る最近の情勢について

事務局より、合法木材のこれまでの普及推進の状況について、平成 24 年度地域材供給倍増事業（木材のトレーサビリティの確保）の実施結果をもとに説明した。

平成 24 年度事業では、一部の認定団体にモニタリングを実施してもらい、その実施結果について調査を行った。調査結果報告書によると、合法木材の証明制度の認識に事業者間で差があることや、現地調査の実施に必要な人員や経費について課題が多いことが判明した。

また、事業を巡る最近の情勢として、木材利用ポイント事業の概要について説明した。

〔主な検討結果・意見等〕

モニタリング試行実施について

昨年度のモニタリングの調査報告書の結果から、合法木材の証明制度の認識について、一部で誤解も見受けられたことについて説明した。このため、平成 25 年度は、合法木材の制度の信頼性や透明性のさらなる向上を図るため、認定団体によるモニタリングの実施について検討することとなった。

木材利用ポイント制度について

平成 25 年度に合法木材の認定事業者が大幅に増加した理由の一つに木材利用ポイント事業の実施が考えられるため、これを機会に積極的な普及や利用促進取り組みを行うべきとの意見が委員から出された。

その他、委員から次の意見が出された。

- 木材利用ポイント事業が始まったことで、合法木材について消費者に向けて効果的に普及を行う機会を得たので、積極的に普及すべき。
- 合法木材には必ず証明書をつけるということが、利用ポイントのおかげで実際に 100%証明に近づいている。工務店の熱意が広まったという点でプラスに考えている。
- 利用ポイント制度ができたことで認定事業者が増えたことも確か。そういう事業者に対してどう正しく認識してもらえるかが重要である。

合法木材の普及・違法伐採対策

- 委員から、（昨年度事業での需要側企業への普及調査の結果から）昨年度事業のスーパーチェーン等と同様、最終消費者に近いところに積極的に取り組んでほしい。今は合法木材の証明ということがメインになっているが、世界の違法伐採が減ったわけではない。合法木材を増やすだけでは持続可能な森林経営の話にはつながらない。国内の情勢が変わったことはわかるが、原点に戻って違法伐採を減らして森林減少をくい止める対策を進めるべきである、との意見が出された。

② 平成 25 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方について

事務局より平成 25 年度事業の進め方案に基づき全体の事業の進め方と研修の実施案についての説明があった。その後、林業経済研究所（以下「林経研」）よりモニタリング実施指針案についての説明があった。林野庁からは、今年度の認定団体によるモニタリングの施行についての要望が提示された。委員からは、モニタリングの方法、内容についての質問や意見等が出された。

〔主な質疑・意見等〕

認定団体によるモニタリング試行実施について

- 林野庁から、平成 25 年度に実施する認定団体によるモニタリングの試行実施について目的等を説明した。具体的には、モニタリングの実施は、合法木材の制度の信頼性や透明性の向上を図ることを目的としていること、しかし、実施に当たっては、認定団体の人的・経費的な負担が発生するため、平成 25 年度に認定団体による試行実施を依頼し、各団体の試行実施を踏まえた意見や課題の有無等を把握したいこと、その結果を踏まえて、モニタリング実施を検討したい旨、説明があった。
- 委員から、合法木材の調達方針については全国的に展開している住宅メーカーなどと比べて、地場の中小工務店まではなかなか浸透していないこと。また、会議資料のモニタリング実施指針案では、「現場検査は認定事業者の 10% 以上を対象とする」とあるが、全国を対象とする中央団体では 10% 以上というのは難しいのではないかととの質問があり、昨年度のモニタリング調査を実施した林経研から、「難しいことはわかるが、統一された数値を明示する必要があると思った。地域を区切って順次、地域ごとに実施するというやり方もある」との意見が出された。
- その他、今後、モニタリングを実施する際は、ガイドラインを改訂する考えがあるか、また、森林認証による証明方法について、国として支援は考えられないか、消費国だけでなく、生産国に対しての働きかけや、米国、豪州、欧州

のように法律による規制を検討しているかについて質問があり、林野庁から、今年度の試行実施の結果を踏まえて、ガイドラインの改訂も検討する考えであること、また、合法木材事業では、認定事業者が合法木材を証明するのに必要な経費等への支援は行っておらず、同様に森林認証の支援は考えていないこと、生産国に対しては、たとえばインドネシアの TLAS という仕組みを作るに際しての支援をしている、また中国とは 2 国間で覚書を交わして協力体制の構築に向けて進めていることについて説明した。

さらに、海外の違法伐採の法規制に対して、現時点では、日本では欧米のように法律を作る動きにはなっていないことや、まずは合法性の証明をしっかりと行うことが第一歩であり、合法性証明の取り組みを進め、我が国の考え方を先方にしっかりと普及していくのが現実的、との返答がされた。

その他、委員から次のような意見が出された。

- 認定団体では人手や予算の問題もあり、モニタリングをやりにくいところもあるのは確か。モデル的な具体例を提示して働きかけることも必要。
- モニタリングについては、実施する仕組みを作っておく必要がある。自分たちの理念として挙げていけばよい、ということではすまなくなっている。
- 認定事業者は、認定団体に入っているということが前提となって信頼性が確保されている。そのことを欠点としてみるのではなく、その前提の中でできる範囲でやっていくというのが現実的なやり方になるのではないか。
- （「合法木材」という言葉の使い方について）一般の消費者から誤解を招く恐れがある。もっと丁寧な説明が必要ではないか。

③ その他

その他、委員からも特に意見は出ず、議事が承認され会議を終了した。

第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

1. 日時：2014（平成 26）年 3 月 4 日（火）14:00～16:05
2. 場所：永田町ビル 4 階大会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

① 平成 25 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果について

事務局より、平成 25 年度事業についての実施結果の説明があった。続いて、林経研より資料にもとづきモニタリング（書面調査、実地調査）の実施結果についての説明があった。林経研からは特に、「今回のモニタリング（書面調査、実地調査）は、自主的にやってもらったので意識の高い認定団体、

事業体が主体となったが、今後はいかにして多くの関係者にモニタリングを継続的に実施してもらえるかが課題となる。」とのコメントがあった。

[主な質疑・意見等]

- 要請があった時だけ証明書をつけるのではなく、すべてに証明書をつけるべき。グリーン購入法では、調達側の要求がしっかり川上（供給側）に伝わっていないのではないか。買い手の声がないと増えないと感じた。
- この事業を 8 年やってきて木材利用ポイントやブランド化事業で合法木材のことを初めて知ったユーザーが大きく増えた。これらの人々と今後どうやって連携をとっていくのかが重要、との意見が出された。
- 「ユーザー」とは、住宅の工事業者なのか、最終ユーザーである施主のことを言っているのか、どうとるかで対応の方向性も変わってくるのではないかと質問が出され、事務局から、住宅関係事業者が施主にどのように自社の製品をアピールできるかが重要で、我々がエンドユーザーである施主一人一人にアプローチするのは困難。このため「ユーザー」として建築工事業者などの住宅関係者を想定しており、住宅関係者と我々が一緒になって定着・普及させていく道を探っていくことが必要であると回答した。
- 国産材の合法性をポイントにしても、消費者にとって重要なのは価格と品質で、合法性とは別の尺度となるのではないかと。
- 消費者は価格だけでなく品質も重視しているが、合法性はその品質の信頼性になるため国産材であっても外材であっても求められる。
- 利用ポイントと合法性証明制度が一体となってポイントの利用者の関心を合法木材にも向けてもらいたい。
- 利用ポイントは合法木材のことを知ってもらうための有効なツールである。
- 合法木材住宅事業者セミナーの参加者から、違法伐採された木材が罰則のある欧州・米国を避けて罰則のない日本に入ってくるのではないかと、という意見があったが、EU の制度は始まったばかりで罰則が違法伐採材の流入防止に効果があるかどうかは今後検証されること。罰則がないから違法伐採材が日本に入ってくるということにはならない。
- 住宅展示場でも国産材の表示はあっても合法木材という表示はない。森林認証材のように、消費者の目にもとまりやすいマークなどの表示があると関心や普及も進むのでは。
- 輸入業者は取り扱う木材の量が膨大なので分別管理の手間、責任者の配置などを考えると、どうしても求められたものだけに合法証明書をつけることになる。逆に証明書がつけられて出荷された木材はほとんどが最終ユーザーまで証明の連鎖がなされている。

- 大手の木材業者から見れば、すでに合法性が確保されていることは当たり前のことになりつつある。今の制度の周知だけでなくもっと方向を広げていく必要がある。日本としてどのように貢献していけるのかを考えるべき時期に来ているのでは。

② 来年度事業の概要と今後の事業の進め方について

林野庁より、平成 26 年度の合法木材の普及・利用促進の事業の概要説明があった。

[主な質疑・意見]

- 海外では EU、オーストラリア、米国で違法伐採対策が進んでいるが、そこで取り上げられているデューディリジェンス、デューケアがよく分からない。来年度の事業でその辺を明らかにして我々に示してほしいとの意見が委員から出され、今年度事業で海外の法規制について活用している事業体の実態調査を行っており、その結果を報告するとともに、合法木材に関連する情報は、合法木材の情報窓口等で今後も周知していくことについて説明した。
- その他、海外から家具等の製品となって日本に入ってくるものは輸入協会や製紙連合会の会員を通さないのでは実態が分からない。こうした木材製品も実態調査の対象としてほしいとの意見が出された。

③ その他

その他については委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

(2) 住宅関係合法木材普及推進専門委員会

■ 委員

(五十音順、敬称略)

岩田 茂樹	全国森林組合連合会 (常務理事)
尾蘭 春雄	全国木材組合連合会 (副会長)
藤間 剛	森林総合研究所 (国際研究推進室長)
末富 忠夫	住宅生産団体連合会 (情報管理部長)
永易 健二	日本木造住宅産業協会 (資材・流通部長)
森田 直樹	JBN (事業部長・常務理事職務担当)

■ オブザーバー

三柴 淳一 FoE Japan (副代表理事・事務局長)

佐々木勝教 FoE Japan

■ 会議の概要

第1回住宅関係合法木材普及推進専門委員会

1. 日時：2013（平成 25）年 12 月 17 日（火）14:30～16:00
2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

一般住宅の建築関係者に合法性が証明された木材の普及を一層定着・促進させるため、住宅関係者の意見を聞き、合法木材供給体制の整備を強化するためのアンケート実施と住宅関係者を対象としたセミナーを実施することとし、アンケートの対象者、アンケート内容等についての検討を行うとともに、セミナーの実施方針について検討を行うための専門委員会を開催した。

① 住宅関係合法木材普及を取り巻く状況

事務局から住宅関係者への合法木材普及活動案（アンケート調査、住宅業者セミナー、専門委員会の設置、合法木材の供給体制の拡大等）について説明があった。特に、国交省の地域型住宅ブランド化事業（24 年度開始）と木材利用ポイント事業（25 年度）の実施等から、合法木材供給事業者が大幅に増加していることが説明された。

〔主な意見と質疑〕

- 合法木材の需要側の動向はどのような状況にあるのか、との質問があり、事務局から「木材利用ポイント事業でも、県内では県産材の需要が多くなっているが、合法木材は全国エリアで使えるため需要が伸びている。」との回答がなされた。
- 現在はアベノミクスの影響で需要はアップしたが職人がいない。また、使う側からいうと、国産材は価格変動が激しく、外材に比べると弾力性が乏しいのでは。

② 合法性が証明された木材の調達に関するアンケートの実施について

事務局からアンケートの対象者、実施時期等の説明があった。現在、調査票の送付中であり、専門委員会への事後報告となったことの了解を得た。また、「設問については、合法木材の理解度アップや今後の参考意見の把握につなが

るものとした。」との説明があった。

[主な意見]

- 一般にアンケートは回収数を重視するが、内容のある回答が得られるよう、例えばアンケートに「電話でアンケートをする」旨を書き添えて、後で直接聞き取りをすれば有効なものになる。

③ 合法木材関係住宅事業者セミナーの開催について

事務局よりセミナーの実施計画案概要案について説明があった。

[主な意見と質疑]

- 海外の違法伐採を強調すると、一般ユーザーから木造住宅そのものが敬遠されかねないが、違法伐採のことも言わないといけないし難しいところ。
- 「安心して使える木材が合法木材である。」ということを PR すれば、需要にもつながるのではないか。

④ その他

事務局からは特になかったが、委員から「平成 18 年度から始まった合法木材がようやくポジティブになってきた。木材利用ポイント事業が終了しても合法木材の需要が定着するように普及推進していく必要がある。」との意見が出された。その他には意見はなく、会議を終了した。

第 2 回住宅関係合法木材普及推進専門委員会

1. 日時：2014（平成 26）年 2 月 3 日（月）13:30～15:00
2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）
3. 議事要旨：

住宅事業者を対象としたアンケートの結果から、住宅関連事業者の合法木材の知識や使用実態を把握し、普及や利用拡大の課題を洗い出し、今後の対策を検討した。

アンケート結果については、対象事業の要件として合法木材が含まれていることも有り、合法木材を知っている事業者の割合や認定事業者の割合が高い傾向が見られたが、森林認証との混同など認識に誤りがある可能性があるケースも一部見られた。

しかし、合法木材への事業者の関心は高く、効率的な普及や利用促進のためには、こうした支援事業対象者を対象とすることが効果的であることが実証できた。

また、住宅事業者を対象としたセミナーの開催について、プログラムや講演者、開催周知の方法について検討した。

① 合法性が証明された木材の調達に関するアンケート実施状況について

事務局より、調査の概要と集計結果（集計途中のものを含む）についての説明があった。（アンケートの集計結果については、当報告書の第3章1「合法性が証明された木材の調達に関するアンケート調査の実施」を参照。）

〔主な意見と質疑〕

- アンケート結果を見ると、木材利用ポイント事業（以下、利用ポイント）の実績が上がってきている状況のなかで利用ポイントと混同している回答もあるが、利用ポイントの実績が進んだことにより全体的には合法木材の理解度が上がってきているようだ。
- 合法木材が消費者にまだ浸透していない。合法木材を使うことで使用者にメリットがあるのか、という疑問があって進まないのでは。
- 合法木材と利用ポイントや森林認証制度との混同が見られるので、アンケートをする際に合法木材のパンフレットなどわかりやすい資料も入れておいたほうがよかったのでは。
- 利用ポイントの制度が終わった後も合法木材を取り扱う意欲があるかどうか重要。
- 様々な意見の中には、住宅関係者の正直な意見がみられる。今ある予算措置のなかで、まず合法木材の制度をどれだけきっちり整備、浸透させていくかが先決。

② 合法木材関係住宅事業者セミナーの開催方針について

事務局より、資料に基づき説明があった。2月18日（火）午後に東京ウィメンズプラザ（東京都渋谷区）において開催予定。内容は、「合法性が証明された木材と住宅分野への期待」「国際的な違法伐採問題と取組事例の現状」「合法性が証明された木材の供給体制」の3つの発表の後、講演者等によるパネルディスカッション「住宅建築における合法性が証明された木材の活用」を行う計画。（開催結果等については、当報告書第3章2「合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナーの実施」を参照。）

〔主な意見と質疑〕

- プログラムの中で、合法木材を使うメリットを主催者側から発信する必要がある。

- （事務局より）当初、住宅メーカーの方からもお話をしてもらうよう依頼したが、積極的に取り組みを発表してもらえるような企業はみつからなかった。住宅メーカーの意見は当日のフロアから発言してもらいたい。聴衆として参加してくれた住宅メーカーの方に、私たちの主張を発信していきたい。
- 今の段階では、住宅メーカー等への周知がまだ低く、最終ユーザーの認識が低い。特に合法木材のメリットを知らせる必要がある。使ってよかったという事業者が現れれば同業者の横のつながりで急速に広がっていくのではないかな。どのようにしてお客様に伝えるのかの提案があると良い。
- 住宅メーカーでも、合法木材のことは調達担当以外は知らない人が多いと思われる。
- 木材がいいというのは伝えやすいが、合法木材がいいと言っても理解してもらうのは大変。
- 利用ポイントでポイントがつくから、というのは合法木材を使うメリットの本質ではない。利用ポイントはきっかけになるが、あくまでも、違法伐採対策、地球環境を守るために合法木材を使うというのが本来の目的。セミナーのなかでもそのことははっきり提示する必要がある。
- 利用ポイント事業がなくなって、県の補助が付くと今度は合法木材証明制度から県産材証明制度へ重点が移っていくことが考えられる。
- 合法木材を使うメリットの理解が進むようなセミナーにしてほしい。
- EU 木材規制や米レイシー法のような罰則付きの法律の話ではなく、インドネシアの合法性証明木材など生産国の供給に対する努力の紹介のように、輸出国側でも対応している事例を知らせるような報告があると良い。
- 合法木材を使うことで付加価値がつくとなれば営業も積極的にアピールする。その中の一つとして利用ポイントがある。
- セミナーの最初に参加者に質問票を配って、セミナー最後のパネルディスカッションの時にその質問票に回答するようにしてはどうか。
- セミナーの告知はメールより FAX が有効（必ず見てもらえる）。

③ その他

その他の意見はなく会議を終了した。

第3章 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業

1 合法性が証明された木材の調達に関するアンケート調査の実施

民間の住宅建設業者の合法木材への関心を高め、利用促進に資するため、地域型住宅ブランド化事業等に参加し、合法木材の調達に取り組んでいる住宅施工業者に対して、合法木材調達の考え方、供給側に対する要望などを把握し、合法木材の利用促進に資するため、アンケートを実施した。

(1) アンケートの実施内容

以下の二つの地域材利用をすすめる事業に参画する施工業者 1,000 社程度を対象とした。

- | | | |
|---|-------------------------------|----------|
| A | 木材利用ポイント事業登録施工事業者（全国型） | 536 社 |
| | 比較的大きな住宅メーカー | |
| B | 平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業採択事業者 | 480 グループ |
| | 元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の住宅生産者 | |

二つの事業とも、地域材（①認証された都道府県産材、②森林認証であることを第三者により証明された木材、③合法木材供給認定事業者が証明した合法木材のどれか）の調達を助成の条件としていることから、事業の実施にともない、合法性が証明された木材についての関心を広げていることが想定されることから、①合法木材調達の現状と今後の見通し、②合法木材の供給体制に対する要望意見、③合法木材ナビ、セミナーなど当方の普及ツールへの意見、などをアンケート内容とした。

12 月にアンケート票を郵送し、A グループ 103 社、B グループ 311 社から回答があった。

(2) 回答概要

回答の概要は、表 3-1 に示すとおりである。

「地域材」①から③のうち、主に調達しているものは何かを聞いた結果が図 3-1-1 である

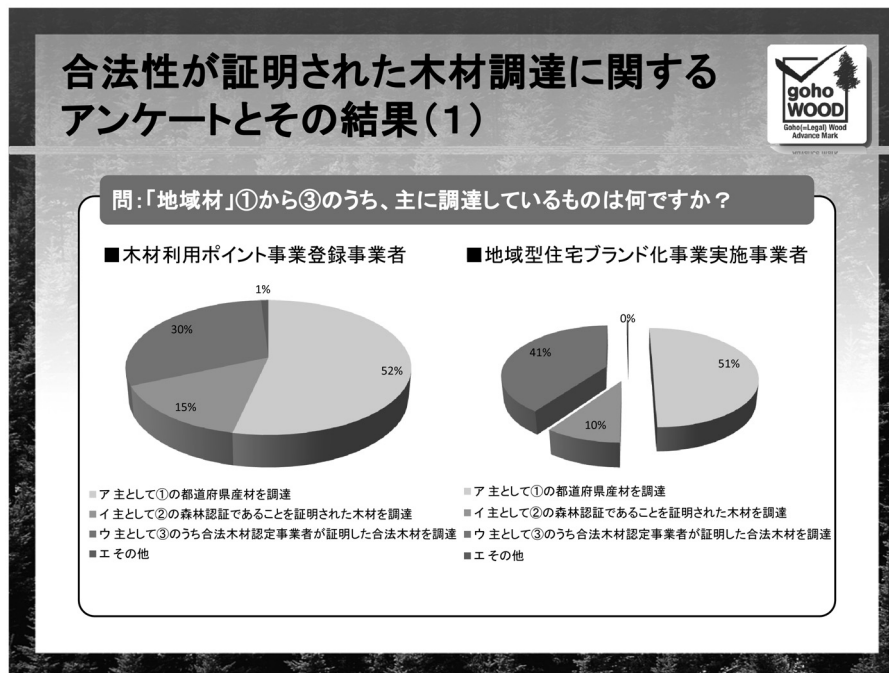


図3-1-1 アンケート結果①

また、今後の合法木材への調達見込みを聞いた結果が図3-1-2である。特定の助成事業が終了した段階で合法性証明木材の調達に不安があるが、過半数の事業者が、「今後とも可能な限り合法木材の調達をする」と回答した。

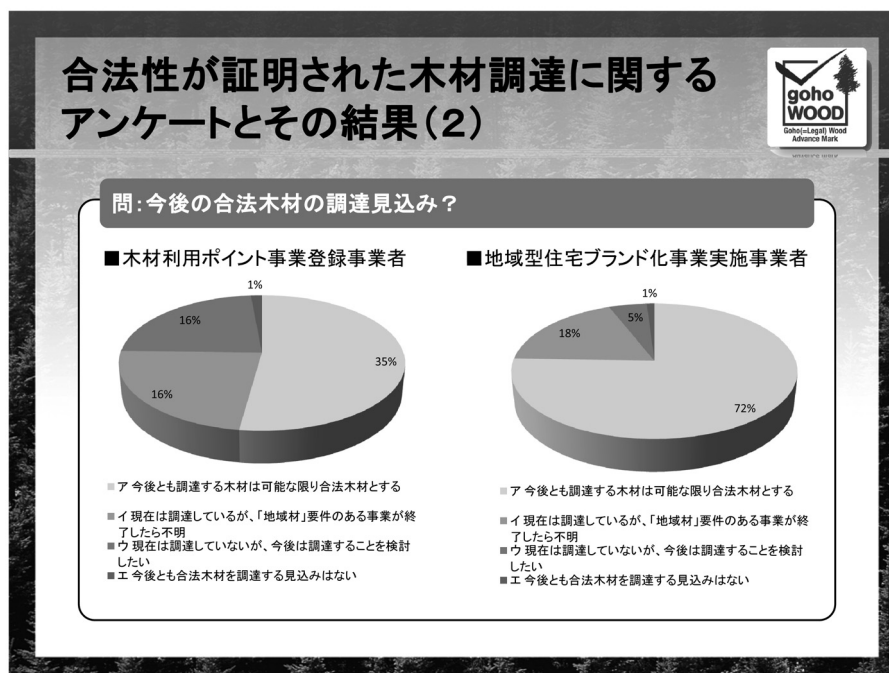


図3-1-2 アンケート結果②

その他、合法木材についての、意見を聞いたところ、図3-1-3のとおり回答があった。

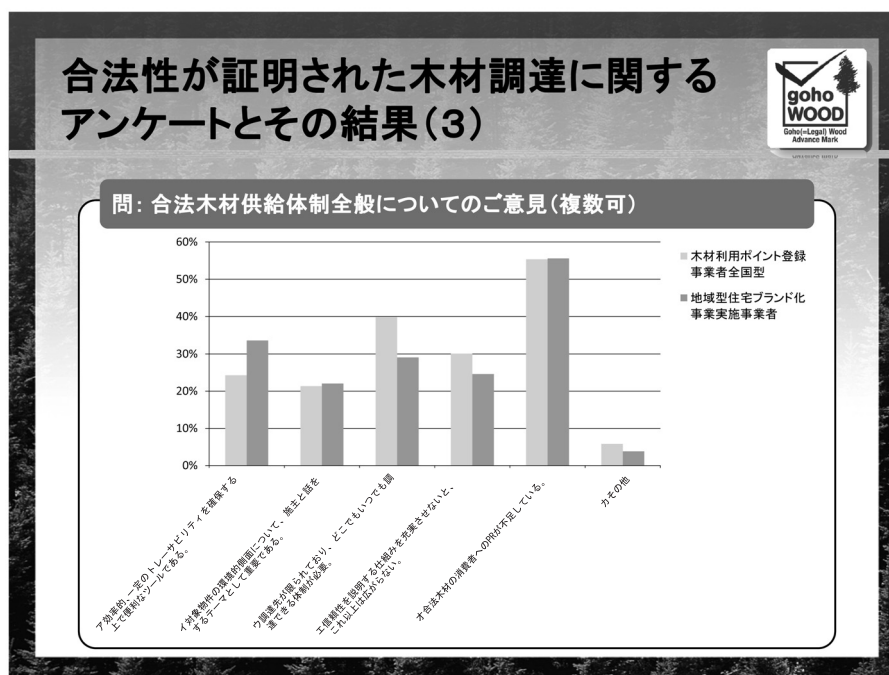


図3-1-3 アンケート結果③

「効率的に、一定のトレーサビリティを確保する上で便利なツール」と評価する事業者が多かった。また、多くの事業者が「合法木材の消費者へのPRが不足している。」と川下への普及の課題を指摘していた。

表 3-1 合法性が証明された木材の調達に関するアンケート回答概要

質問項目	A ポイント 全国型	B ブラン ド化
1 地域材の調達方針		
(1) 御社では、上記の「地域材」を調達していますか？		
ア 調達方針に定めて調達している	37%	60%
イ 調達方針に定めていないが、必要に応じて調達している	54%	36%
ウ 調達していない	11%	2%
上記の「地域材」①から③のうち、主に調達しているものは何ですか？		
ア 主として①の都道府県産材を調達	52%	51%
イ 主として②の森林認証であることを証明された木材を調達	15%	10%
ウ 主として③のうち合法木材認定事業者が証明した合法木材を調達	30%	41%
エ その他	1%	0%
2 合法性が証明された木材・木材製品の調達方針		
(1) 今後の合法木材の調達見込み		
ア 今後とも調達する木材は可能な限り合法木材とする	35%	72%
イ 現在は調達しているが、「地域材」要件のある事業が終了したら不明	16%	18%
ウ 現在は調達していないが、今後は調達することを検討したい	16%	5%
エ 今後とも合法木材を調達する見込みはない	1%	1%
オ その他	3%	2%
(2) 合法木材の調達に課題はありますか？		
ア ある（別表1）	37%	25%
イ 特にない	59%	69%
(3) 合法木材の調達方針を作成し、対外的に公表していますか？		
ア 合法木材の調達に関する方針を作成して公表している （公表の方法：カタログ、ホームページ、その他）	14%	12%
イ 調達方針に合法木材を明示しているが、公表はしていない	19%	33%
ウ 現時点では調達方針に合法木材を明示していないが検討したい	47%	37%
エ 明示する必要を感じない	17%	12%
オ その他	5%	3%

3 合法木材供給体制全般についてのご意見（複数可）		
合法木材の供給体制についてご意見を伺います。		
ア 効率的に、一定のトレーサビリティを確保する上で便利なツール	24%	34%
イ 対象物件の環境的側面について、施主と話をするテーマとして重要	21%	22%
ウ 調達先が限られており、どこでもいつでも調達できる体制が必要	40%	29%
エ 信頼性を説明する仕組みを充実させないと、これ以上は広がらない。	30%	25%
オ 合法木材の消費者への PR が不足している。	55%	56%
カ その他	6%	4%
4 合法木材ナビの活用（複数可）		
全木連で合法木材についての情報を掲載しているホームページ「合法木材ナビ」について伺います。 http://www.goho-wood.jp/		
ア 合法木材ナビを見たことがある	35%	51%
イ 合法木材の供給元の情報がよくわかって便利である	2%	8%
ウ 合法木材を調達方針とした住宅に関する情報があれば興味がある	25%	15%
エ 合法木材ナビのことは知らない	45%	33%
オ その他	1%	1%
情報配信の希望		
希望	49%	64%
不必要	27%	17%
セミナー開催案内		
希望	56%	67%
不必要	30%	24%

別表 1

合法木材の調達の課題
1 木材利用ポイント事業登録事業者 （供給力の課題） 供給が不足し需給のバランスが崩れて手に入りにくい 納期と品質に問題がある コスト高 （透明性・信頼性） 国内の COC 認証(SGEC)と国外の COC 認証(PEFC、FSC 等)との互換が無い為、COC 認証が切れてしまう。合法木材証明だけでは持続可能性を証明することが出来無い。 様々な制度がありシステムが複雑過ぎて理解が難しい （その他）

国産材であれば合法性は意味ない

得意先に納品した後に、証明者が必要な合法木材であったと要望している

2 地域型住宅ブランド化事業

(消費者への普及)

仕組みが難しすぎてわからない

一般的に合法木材のことを知っている人たちが少なく理解が出来ないので
は

(供給力の課題)

外材での合法木材調達は今現在仕入先が限定されてしまう

消費者需要に対して、原木及び製品の供給が追いついていない。原木一製品
の供給体制の充実

流通ルートの細工、特に山にあっても手に入らない。特定事業者のみに有利な現状

小規模な原木供給、製材、流通業に浸透しておらず、地域性が薄い

(透明性・信頼性)

県産材証明との違いがわかりにくい

ある県が合法材としている材が他県では通用しない。「合法木材」の定義が不明

地元の個人林業家は証明を出せないが合法材木であると思うが証明できないのは矛盾を感じている

合法、グリーン法、FIPC、PEFC、FSC 等々、認定団体が多すぎる

市場の合法証明の信頼性に課題があると思います

(その他)

今までの買い方(ルート)を簡単に換えられない

別表 2

合法木材供給体制全般についてのご意見

1 木材利用ポイント事業登録事業者

(消費者への普及)

一般の方々に「合法木材ですよ」と言っても通じません。周知を考慮して下さい

違法伐採材の罪をかなりきびしく問うことが、合法木材を広めることにつながるのでは？

(供給力の課題)

量と品質の確保が必要です

供給力をあげることと、合法且つ、商品性の高いものを作ること。合法で

あっても品質が悪ければ×

(透明性・信頼性)

第三者機関により認証された木材でないとエンドユーザーの信頼は得られない

(その他)

①山を守る為の林業政策になっているのか？②森林組合の組織を守る政策になっていないか？③市場に木材を出す事を見直さないか？④山の所有者が販売にも係るドイツの森林管理制度を日本にも導入しないと未来は無⑤木材価格が30年前の1/3以下と言う事自体が大問題では？⑥将来、日本の山は外国(中国)のものになってしまわないでしょうか？

2 地域型住宅ブランド化事業

(消費者への普及)

まだまだ使いにくい、分からないのが一番ツライ

消費者のメリットの説明が不明

施主にわかりにくい

(供給力の課題)

現在品不足、値上りが続いており仕入が大変な状況にある

JAS材普及に力を入れていきたい

トレーサビリティの問題と相反してしまうが、流通業者が全て各認証制度に登録をすることは非常に難しい印象を受ける。事務手続きも含め業務の簡素化は図れないものか？

(透明性・信頼性)

第3者認証機関の合法木材でないとエンドユーザーの信頼はもらえない！

森林認証制度についてはコストがかかりすぎ、業界団体認定制度が国内では妥当であり海外の材は森林認証を出された材を業界団体認定制度につなぐぐらいしか方法がない為、その様に仕組みを変える。これまでの運用での不具合を見直し、制度の流れそのものを見直し、判り易く、リスタートする気持ちでがんばって下さい

(その他)

合法木材以外を排除した方が早い。利用者を処罰？

日本国内で流通している木材は合法材と認識しているためメリットを感じない

名称が良くない

合法木材というだけで付加価値は無いと思う。更に強度的課題や品質の統一化(向上)を目指す必要があるのではないか

別表 3

その他
1 木材利用ポイント事業登録事業者 (消費者への普及) 木材利用ポイント申請の条件となっており、合法木材であることが当社の販促として役立っている。しかし、お客様は合法木材であることを認識しておらず、合法木材としての良さは認識が浅いと思われます (供給力の課題) 合法木材を含め、国産材を使うには供給力アップが欠かせません。もちろん使う側もそれなりのスパンが必要ですが、先に供給がないことにはなりたくません。できる限りすすめてはいますが、多い量に対応できないとどうしてもすすめづらいところが課題です (透明性・信頼性) とにかく複雑過ぎます。業者間で、この制度を熟知しているものが少なく、施主に対しても、本制度の複雑な仕組を理解した方のみ特典が在るよ！と言ってる様に思えます。本制度を含め、同系制度の真意は一部の人にのみ伝わっていると思います。何が大切なのか、施主に伝える事こそが一番必要ではないですか？一部に偏る利権に思えて仕方ありません。同系制度とのタテ・ヨコの連携を計って、もっと気軽に利用出来る制度になってもらいたいです。現在、各地域にて合法木材としての取扱いがそれぞれで実施されている。しかし、消費者サイドの視点で捉えると信頼性が低く、木材利用につながっていない (合法木材への期待) 合法木材を明確にしていくことで産地の取組みや木材の特性等の PR につながると思います (その他) 弊社では、木材は国産材にこだわっており、購入元も顔の見える信頼できる業者なので、「合法性」は大前提であり、問題視はしていない。地球環境のことを考えると、海外での違法伐採は厳しく取り締まってもらいたい。合法性を理由に認定することや団体を作ることが目的であるならば残念である。(いち消費者個人意見)合法木材の為に消費者に負担がかからないようにお願いします 2 地域型住宅ブランド化事業 (消費者への普及) 地域ブランド化事業に応募採択されるまで正直合法木材は知りませんでし

た。国内に輸入される木材は関税が課せられており、違法伐採された木材があるという認識は全くなかったです。プレカット事業者任せになっていたという事業もあります。樹種と強度は指示しても(確認しても)調達ルート方法まではノータッチでした。国内に流通している木材でいったいどのくらいの違法伐採の木材が含まれているのでしょうか？ またその様な違法木材を大手商社も扱っているのでしょうか？ 何故合法木材なのか？ 合法木材って何なのか？ 根本的な説明が不足していると思います。

(供給力の課題)

合法木材ナビに登録している、いないにより合法性証明の可、不可になる為、産地証明制度内の資材であっても、合法性証明が得られないケースがある。各業界団体への働きかけが必要だが確立できるまで、コスト面や施工性から森林認証のとれた輸入材を使うケースも増え、内需(国内)拡大の理念から離れてしまう。

集成材メーカーであり、公共工事の仕事が多いので、合法木材以外は使用できません。原材料の調達がかんたんに速くできれば良い。コストも外材に比べ高いので、コストダウンできる仕組づくりをして頂きたい。

(透明性・信頼性)

分かりにくい。言葉自体も"合法"となっているので、それ以外は、"違法"なのかと思われたりする。

現在、各地域にて合法木材としての取扱いがそれぞれで実施されているが、消費者サイドの視点で促えると信頼性が低く、木材利用につながっていない。

環境的な面からみても、第3者認証機関が認定した客観的な判断のもと、消費者にアピールしていく事が必要。合法木材の仕組がわかり難い。

- 合法木材の合法とはなにか?国産材に適用される言葉ではないと思われる。
- 体制(行政・団体)の強要化であり、木材の普及、推進に全て寄与しない。
- 違法伐採の問題性がもっと強調されなければ、合法木材に同意する意識が目芽えないのでは。

(合法木材への期待)

合法木材ナビを知らなかったので、利用したいと思います。

(その他)

合法木材の制度は知っているし、トレーサビリティとして工務店にとっては大事であると思うが大半は納入業者(材木店)のコンプライアンスだと思う。

今後書類添付等を取引上で義務づけることにより広めて行けば良いと思う。問題は入口であり出口はその流れにのる話です。材木店であり工務店は資格会社から購入すればよい話です。

主旨は素晴らしいが、木材業社寄りの流れが強い。工務店、ユーザーの立場から見た視点を大切に考え、見直しをお願いしたい。

(3) アンケート結果についての検証

全体的に合法木材の証明システムと木材利用ポイント事業のシステムが混同される等説明不十分な点があったが、今後、住宅業界への普及を図っていく糸口として、貴重な情報を収集することができた。

2 合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナーの実施

木材利用ポイントなどの国の事業の実施に伴い、地域材調達における産地証明やトレーサビリティの確保等への関心が高まっており、合法性の証明された木材（合法木材）の役割が重要になっている。そこで、民間住宅を供給する住宅メーカー、ビルダー、工務店等を対象に、違法伐採材を排除し合法木材を使用する必要性や、海外における違法伐採問題とその対応、合法性証明の取組の現状を伝え、合法木材の普及と利用の拡大に寄与するべく、2014年2月18日、東京ウィメンズプラザにて「合法性が証明された木材に関する住宅事業者セミナー」を開催した。



写真 3-2-1 パネルディスカッションの様子



写真 3-2-2 会場の様子

(1) セミナー開催概要

- 日時：2014年2月18日（火） 13:00～16:30
- 会場：東京ウィメンズプラザ（渋谷区神宮前）視聴覚室
- 参加者数：34名（住宅メーカーや業界関係者中心）
- プログラム ※講演者敬称略
 - ・来賓挨拶
 - ・発表1 合法性が証明された木材と住宅分野への期待
（一社）全国木材組合連合会 常務理事 藤原敬
 - ・発表2 国際的な違法伐採問題と取組事例の現状
（一財）地球・人間環境フォーラム 企画調査部部長 坂本有希
 - ・発表3 海外における合法木材供給の現状と課題
日本木材輸入協会 専務理事 岡田清隆
 - ・発表4 合法性が証明された木材の供給体制について
全国森林組合連合会 常務理事 岩田茂樹
 - ・パネルディスカッション：住宅建築における合法性が証明された木材の活用
座長：（独）森林総合研究所 国際連携推進拠点・国際研究推進室 室長 藤間剛

(2) セミナー報告概要

セミナーの冒頭、全国木材組合連合会尾薗副会長が主催者挨拶をし、来賓の

国土交通省木造住宅振興室林田室長、林野庁木材利用課香月総括課長補佐からの挨拶の後、全国木材組合連合会藤原常務理事から「合法性が証明された木材と住宅分野への期待」として、これまでの合法木材の取り組み背景、内容、そして成果を発表した。

また、地球・人間環境フォーラムの坂本フェアウッド・パートナーズ担当から「国際的な違法伐採問題と取組事例の現状」として、世界の森林と違法伐採問題、日本の木材輸入の状況とそのつながり、そして海外の違法伐採対策事例として、インドネシアの合法証明制度（SVLK）や EU、米国、豪州の取り組みなどが紹介された。

日本木材輸入協会の岡田専務理事からは「海外における合法木材供給の現状と課題」として、同協会の輸入材取り扱いにおける合法性証明に関する取り組み内容が紹介された。話の中で、同協会会員の 90%以上が FSC や PEFC のいずれかの CoC 認証を取得しているとのことや、合法木材証明制度の課題として、納入先からの要求がほとんどなく、合法性証明の意義について疑問を持つ事業者があることや、書類管理等の証明に必要なコスト負担についての悩み等もあることについても紹介された。

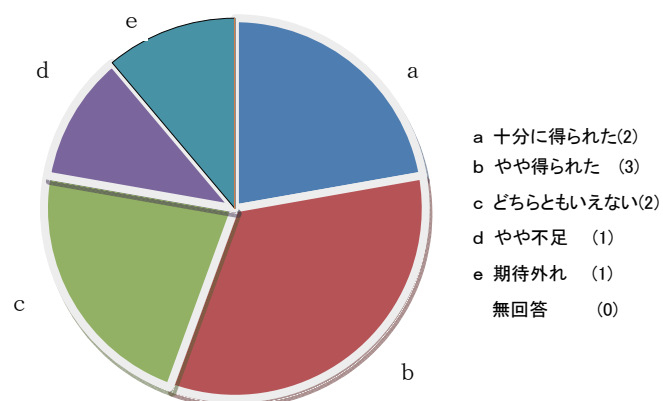
全国森林組合連合会の岩田常務理事からは、「合法性が証明された木材の供給体制について」として、国産材における合法性証明の取り組みの現状が報告された。現場からの声として「合法木材の管理は容易ではなく、そのコストを売価に上乗せし、適性コストにしたい」との課題や、他方、FIT においても分別管理等が要求されており、その需要の伸びも期待できる、といった前向きな見解も紹介された。

また、森林総合研究所の国際連携推進拠点・国際研究推進室藤間室長を座長に発表者を交えてパネルディスカッションが実施された。

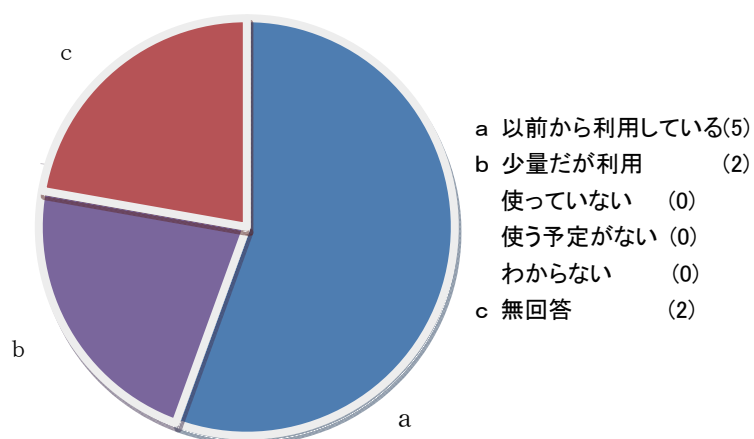
パネルディスカッションでは、冒頭、各パネラーから“合法木材を使うメリット”について「環境に優しい木材」の利用を進めていくための最低限のハードルをクリアする必要がある、などの紹介があった後に、フロアからの質問に回答する形で進められた。質問の内容は、実務的な手続きのものから、大きなコンセプトについてのものまで多岐に渡り、合法木材の制度や内容に高い関心があることが確認できた。

最後にセミナーの内容及び合法木材について、参加者へ簡単なアンケートを行った。アンケートの結果を見ると、セミナーの内容に過半数の参加者は求めている情報が得られたとしているが、これまで、住宅メーカーやビルダー、工務店を対象とした合法木材の普及は個別に実施しており、全体的なセミナー開催は初めてであったこともあり、一般消費者を対象とした講演に近い内容であった。このため、一部には内容に不足あるいは期待はずれと感じた参加者がいたため、今後のセミナー開催に当たってはより実践的あるいは専門的な内容も検討していく必要がある。以下、参加者アンケートの結果を示す。

質問 1：期待した情報は得られましたか？



質問 2：現在、御社では地域材・合法木材を調達、利用していますか？
また、継続的に調達・利用する上での課題があればお書き下さい。



3 一般消費者・需要者向けの普及活動

地方における普及活動

合法木材の需要の促進を図るためには、全国各地での普及活動が重要であるとともに、認定団体及び供給事業者にとっては地域住民に合法木材を理解してもらい、供給体制づくり等の活動を行っていることを知ってもらう必要があることから、各県木連を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本年度は28の認定団体がこの事業に取り組み、全国各地で地方公共団体、企業、木材関連団体、建設関係団体、建築関係団体、消費者団体及び一般消費者等に対して合法木材の普及啓発活動を実施した。

具体的な内容は以下のとおりである。

ア 地方自治体等窓口への訪問説明

12の認定団体において担当者等が71の国、県の組織、174の市町村、189団体を訪問し、各訪問先の合法木材担当者や建築工事担当者等にパンフレットにより合法木材の説明をして理解を求め、合法木材の使用について要請を行った。併せてポスターの掲示やパンフレット等の配布を要請した。



写真 3-3-1 地方自治体新規採用職員への訪問説明（岡山県）

イ 建築関係者向けセミナーの開催

5認定団体が延べ約300名の建築士、設計士、建設業者、木材利用ポイント登録工事業業者、グリーン購入法担当者等に、合法木材の制度・仕組み、供給体制、合法木材による家造りの事例等についてセミナーを実施した。



写真 3-3-2 建築業関係者セミナー開催(岡山県)

セミナーは認定団体が主催して開催し、参加者からは「合法木材を知らなかった」、「木材利用ポイント事業で初めて知ったし、一般消費者にも浸透していない」、「森林認証制度とどこが違うのか」といった声が出され、「セミナーによって理解度が高まった」、「今後もセミナーに参加したい」と大変好評であった。

ウ 地方自治体職員等への説明会開催

4 認定団体が、県等が主催する林業・木材関係の研修会や技能講習会の中で、合法木材の制度・仕組み・供給体制等について説明を行って、合法木材の普及を図った。



写真 3-3-3 県新規採用職員への説明（福井県）

エ 県等が主催するイベントへの参加による普及・啓発

20 の認定団体において、道府県や各種団体が主催する 32 のイベントに出展して、パネル・ポスターの展示、パンフレットの配布、木工教室の開催、合法木材相談コーナー等を設けて合法木材の普及啓発を行った。

都道府県等が主催するイベントに出展し行う合法木材の普及では、一度に多くの人に合法木材を紹介することが出来るため、最近は、普及・啓発を行う機会として活用するケースが増えてきており、本年は、各地のイベントで延べ 58 万人の入場者があったと報告されており、積極的な普及活動を行うことができた。

一般消費者に対する普及の場として今後とも期待されるものとなっている。



写真 3-3-4 地方で行われたフェアの様子（左：京都府、右：高知県）

オ 地方自治体、関係団体へのポスター掲示等の要請

11 の認定団体において、延べ 1,365 カ所の国、県（出先含む）、市町村関係団体、認定事業者、企業等に掲示板や事務所等にポスター、パンフレットを送付し、事務所等への掲示や、パンフレットの配布について要請した

表 3-3-1 平成 25 年度 地方における主な合法木材普及活動実施状況

地方自治体等窓口への訪問説明	建築関係向けセミナー等開催
実施認定団体（11 団体） 青森、宮城、秋田、茨城、群馬、 富山、福井、岐阜、京都、岡山、愛媛	実施認定団体（5 団体） 群馬、神奈川、福井、岐阜、岡山

4 大規模展示会等における普及活動

(1) D I Yホームセンターショーへの出展

①展示等内容

本年度の「ジャパンD I Yホームセンターショー 2013」（主催：一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会）は、平成 25 年 8 月 29 日（木）～31 日（土）の期間、幕張メッセ国際展示場（千葉県美浜区）において開催された。このイベントには今年度で 8 回目の参加となり、多くの来場者や出展者に合法木材の普及・啓発を行った。

今年のテーマは「あしたを **Dreaming**！世界はたくさんの夢に満ちている」で開催された。住まいと暮らしに関する総合展示会であった。

本年度の出展に当たっては、合法木材供給事業者認定団体及び「合法木材ナビ」（ホームページ）の「合法木材製品事例紹介」に登録されている合法木材供給事業者の皆さんに提供を呼びかけ、賛同をいただいた方々からの合法木材製品の展示、合法木材に対する取り組みの事例等をブースを訪れた皆さんに見てもらい、聞いてもらい、大いに盛り上がりを見せたところである。



写真 3-4-1 多くの来場者でにぎわうブース

展示等内容は、

- a ブースの壁面を活用して、パネルによる違法伐採問題の提起、国によるグリーン購入法の紹介、合法木材証明制度の紹介、全国 10,000 社を超える合法木材供給事業者の県別分布状況等を展示した。
- b 全国 11 社の合法木材供給事業者から提供された合法木材製品(柱、桁、床板等の建築材及びまな板、寿司桶、風呂桶、すのこ等家庭用品)の展示、及び解説等の実施
- c DVD放映による普及、ポスターの展示、パンフレット等の無料配布
- d 三重県産材の合法木材を使用した飾り棚のキットを使った「親と子の木工教室」の開催
- e その他、毎年実施しているアンケートも継続して実施し、例年と同様の設問で合法木材に対する認識等のデータを収集した。

本年度のこのイベント全体への参加者は約 86,300 名であった。

また、毎年、好評を得ている「木工教室」では、三重県産の合法木材で「飾り棚」を製作することで来場の皆さんに参加を呼びかけたところ、参加者の受付開始とともに大盛り上がりになるなど、相変わらずの人気ものとなり、金槌の重さに耐えられないような子供やお年寄りまでに好評であった。ケガの防止等も含めて、今年も「日曜大工クラブ」のメンバーに協力を依頼して実施したが、指導員の親切丁寧な指導により参加者は楽しく製作に取り組み、自分が一生懸命作った製品を笑顔で持ち帰っていた。



写真 3-4-2 木工教室の様子

②来場者へのアンケート結果（回答者数：550 名）

この会場において毎年アンケート調査を行っており、今年も同様の調査を行った。アンケート結果では、約 40%の者が「合法木材の取り組みを知っている」と回答し、また、ホームセンターのうち約 60%程度が「合法木材を取り扱っている・是非取り扱いたい」と回答しており、まだまだ普及 PR に取り組む必要がある。

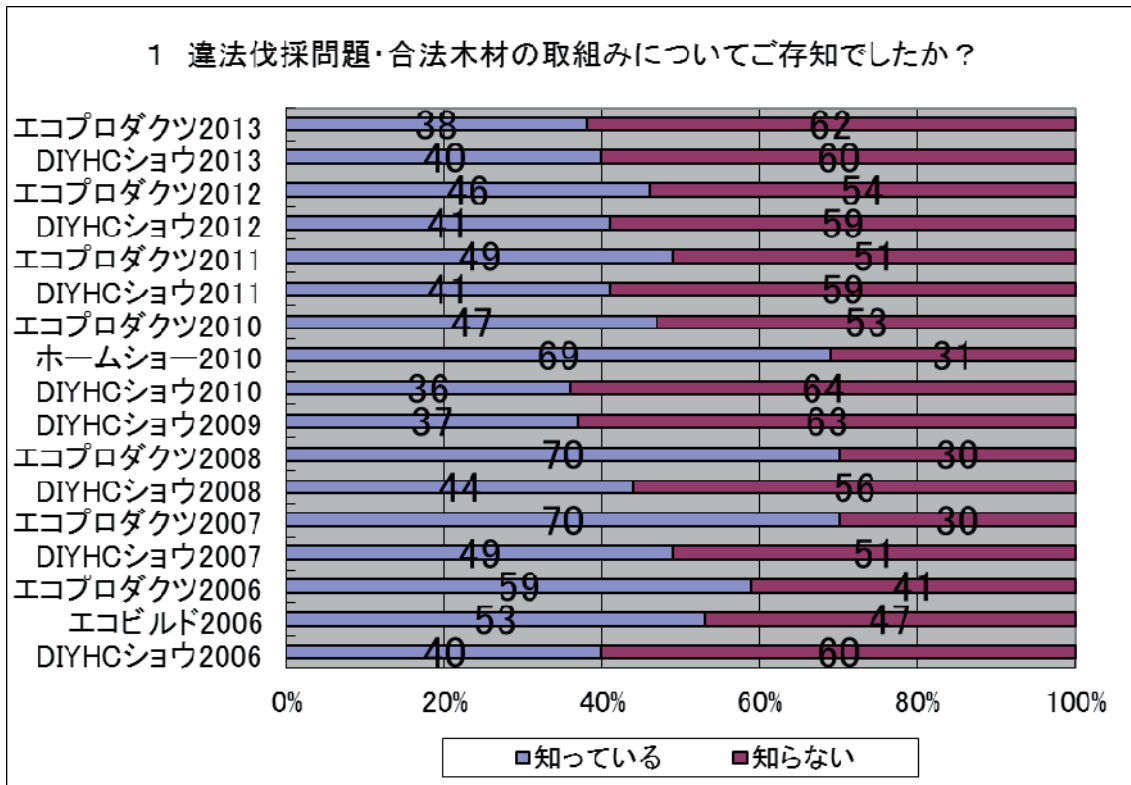


図 3-4-1 合法木材普及イベントでのアンケート調査結果(1)

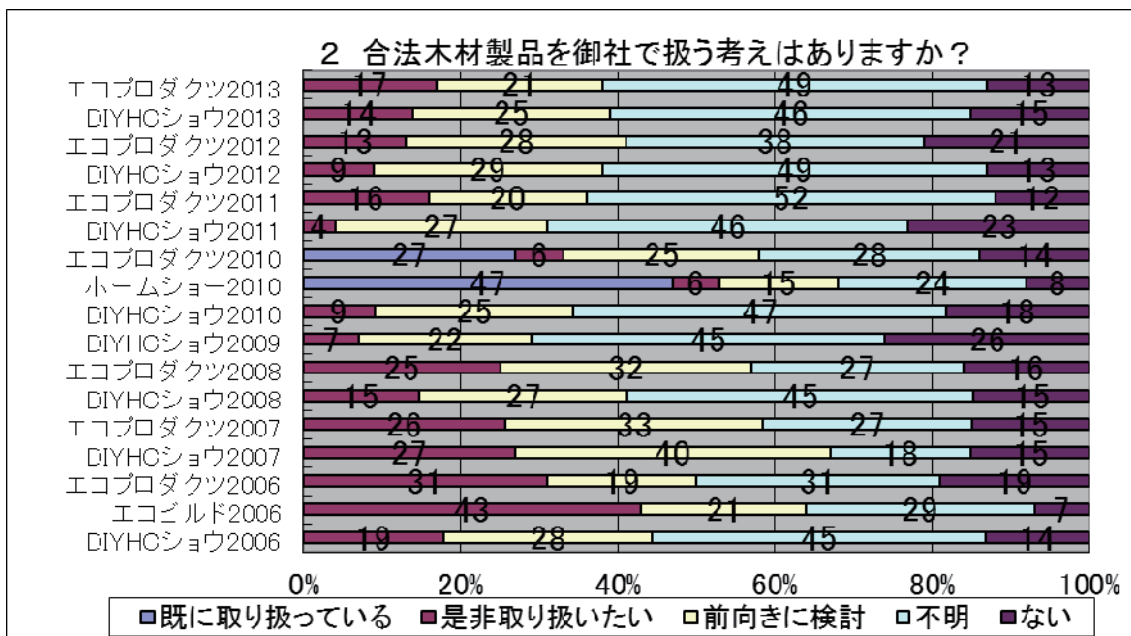


図 3-4-2 合法木材普及イベントでのアンケート調査結果(2)

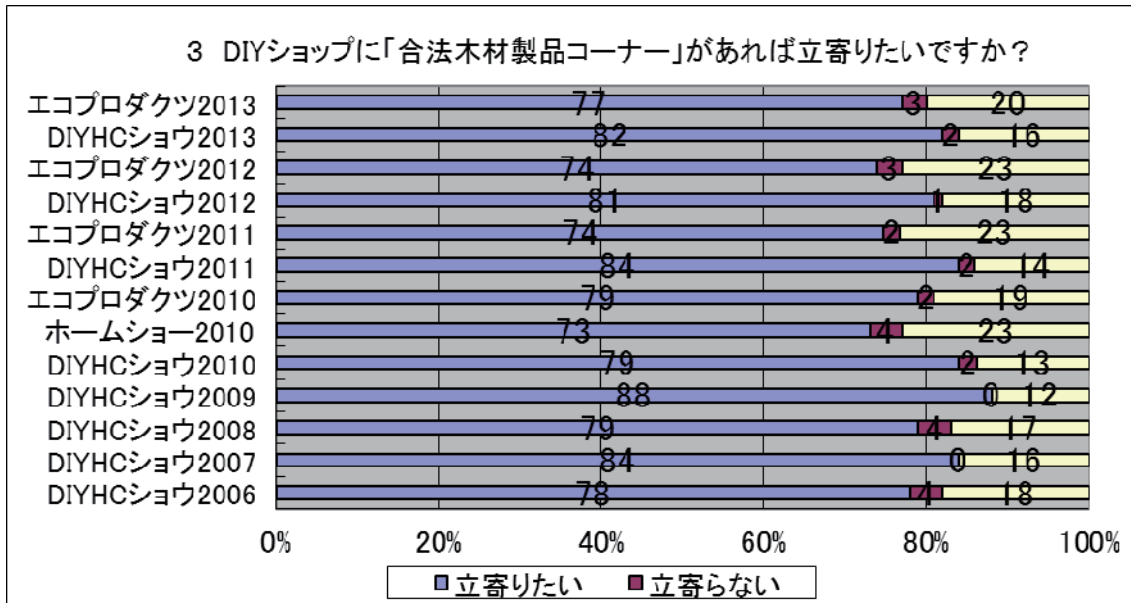


図 3-4-3 合法木材普及イベントでのアンケート調査結果(3)

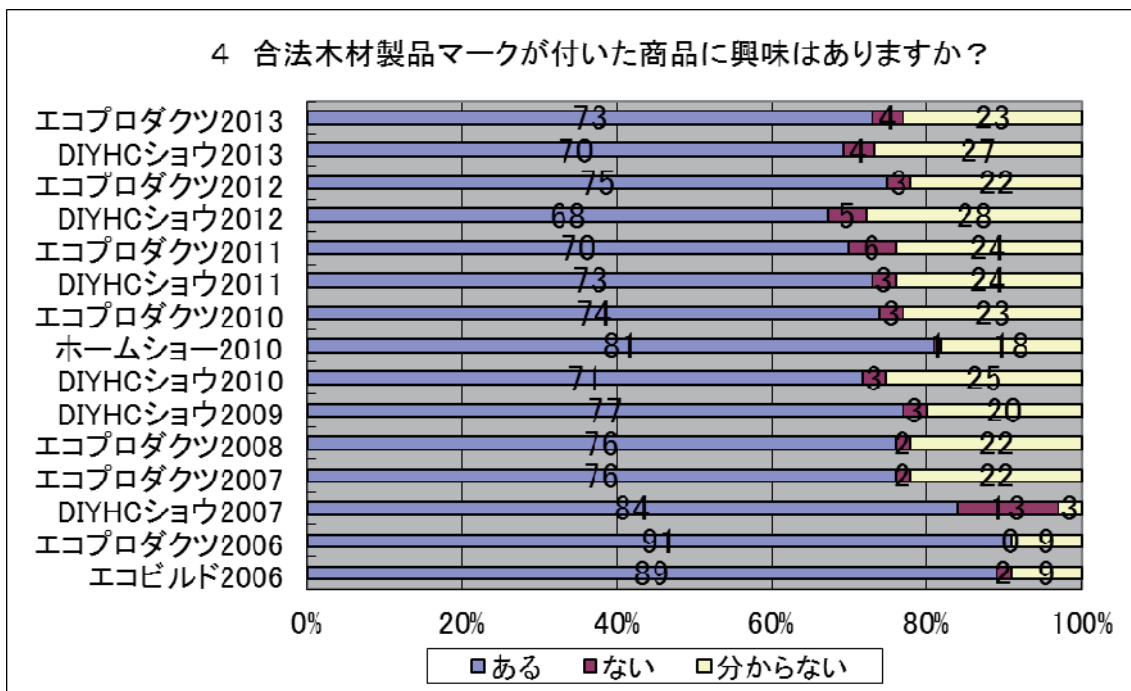


図 3-4-4 合法木材普及イベントでのアンケート調査結果(4)

(2) エコプロダクツ展への出展

平成 25 年 12 月 12 日（木）から 14 日（土）に東京都江東区有明の東京ビッグサイトで開催された国内最大の環境関連イベントである「エコプロダクツ 2013」に、合法木材への理解度の向上、および木材を身近に感じて

らうことで利用の裾野を拡げることを目的とし出展した。イベント全体の来場者数は約 169,100 名であった。



写真 3-4-3 エコプロダクツ 2013 会場展示の様子

①展示等内容

「活かして使おう国産材」をテーマに、全国の合法木材認定事業者の協力を得て、各種合法木材製品を展示し普及 PR を図った。

地球環境を考えたとき、合法木材の普及推進や違法伐採対策が重要であるという観点から、合法木材製品の展示、パネル展示やパンフレットの配布、DVD による啓発を行った。

なお、「活かして使おう国産材」のテーマから、全木連及び木材表示推進協議会と連携して出展した。

②来場者へのアンケート結果（回答者数：424 名）

この会場において毎年アンケート調査を行っており、今年も同様の調査を行った。この結果と経年の変化は前ページに掲げている。

（３）農林水産省 7 階林野庁中央展示

農林水産省 7 階の中央展示スペースにおいて、平成 25 年 8 月 5 日（月）～23 日（金）までの間、合法木材の展示を行った。

今年で 5 回目の展示であり、農林水産省の職員や林野庁を訪問する皆さんに合法木材の PR を行った。

この展示場所は、ウィンドウの中であることから、ポスターやパネル等が中心の展示であった。



写真 3-4-4 林野庁 7 階中央廊下 展示の様子

(4) 農林水産省「消費者の部屋」特別展示

今年で、5 回目となった農林水産省「消費者の部屋」の展示は、平成 26 年 3 月 3 日（月）から 7 日（金）まで「使って広めよう Goho-wood」をテーマに実施した。

この会場は農林水産省内にあることから、入場者は霞ヶ関の公務員が中心であるが、農林水産省を訪れた人、近隣会社員、近くの主婦、学生等の来場者も多かった。



写真 3-4-5 会場の様子



写真 3-4-6 展示の様子



写真 3-4-7 木工の様子

違法伐採問題の提起や合法木材を普及することが日本と世界の森林を健全に保つことをパネルにより訴えるとともに、日本における合法木材供給の実態についてのPRを行った。

また、展示品の多くが生活に身近な家庭用木製品であったため、入場者の関心を集めることとなった。

期間中の来場者は 686 名で昨年より約 50 名多かった。

また、会場で木工製作も行い、期間中 10 名が合法木材キットによる飾り棚の製作に参加した。

○ 来場者へのアンケート結果（回答者数：498 名）

今年も来場者に対しアンケート調査を行ったが、その結果は次のとおりであった。

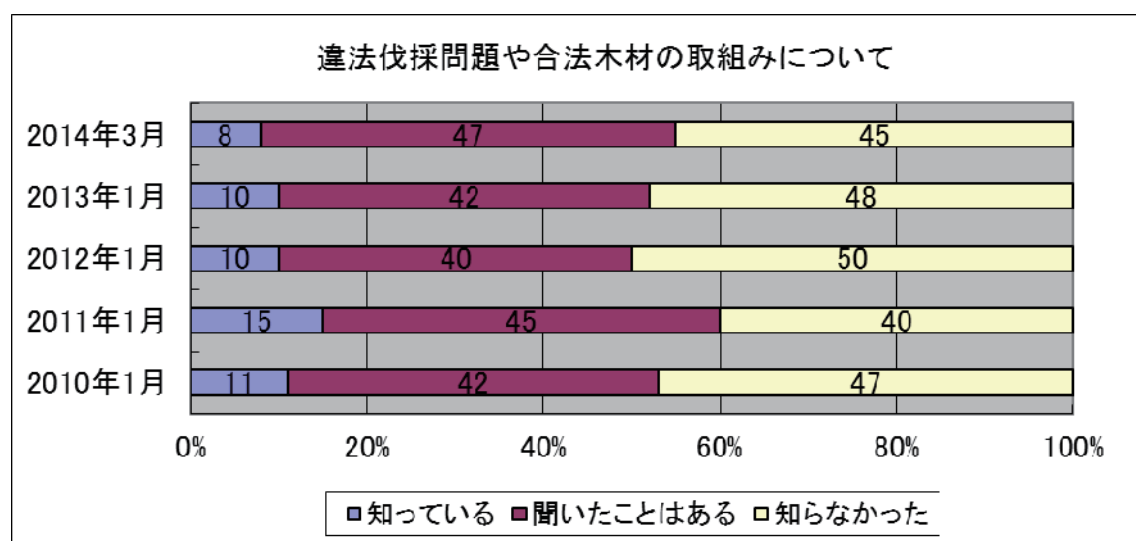


図 3-4-5 「消費者の部屋」特別展示でのアンケート調査結果(1)

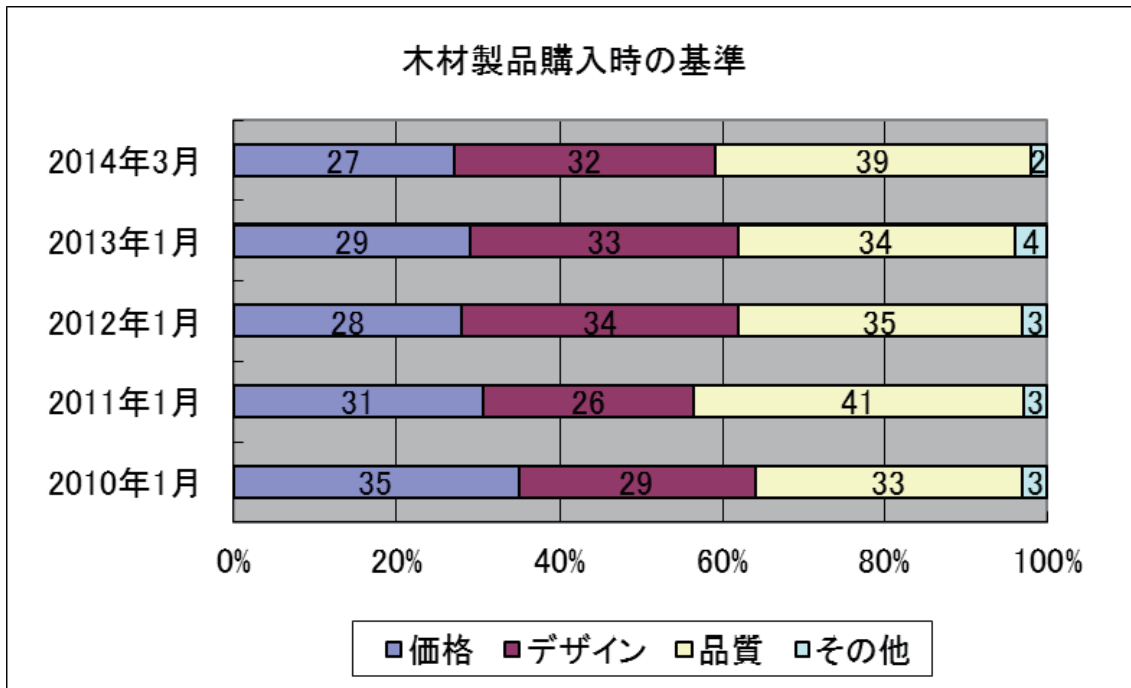


図 3-4-6 「消費者の部屋」 特別展示でのアンケート調査結果(2)

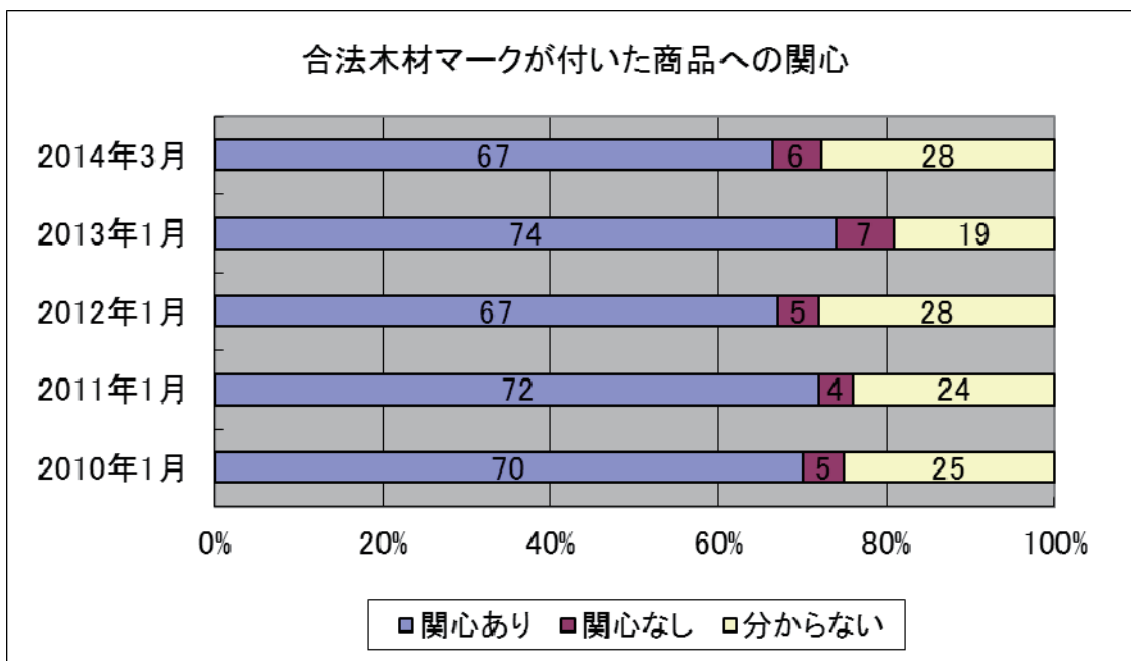


図 3-4-7 「消費者の部屋」 特別展示でのアンケート調査結果(3)

5 合法木材ナビの充実

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会が監修し、全木連が運営しているホームページ「合法木材ナビ」(<http://www.goho-wood.jp/>) は、平成 18 年(2006 年)に開設して以来、我が国の違法伐採対策、合法木材供給システム、海外の関連情報を一元的に提供し、関連情報のポータルサイトとしてすっかり定着している。

平成 25 年度は、ホームページのコンテンツ(掲載情報)の充実を図るため、週に 1 回定期的に更新し、トップページの「Topics」には関連イベント情報等を適宜掲載するなど新しい情報の迅速な提供に努めた。開設以来のアクセス数(閲覧数)の推移を図 3-5-1 に示す。特に今年度は、木材利用ポイント制度が始まったこともあり、このホームページで提供している合法木材供給システムの仕組み、供給事業者の登録リスト等の閲覧のためと考えられるアクセス数の大幅な伸びが図 3-5-1 から見て取れる。木材利用ポイントの利用者・関係者にとっても欠かせない情報源としてますます合法木材ナビの重要性が増していると言えよう。また、合法木材ナビから E メールにより問い合わせができるシステムも備えており、木材関連業者のみならず一般消費者からの問合せ窓口としての役割も果たしている。

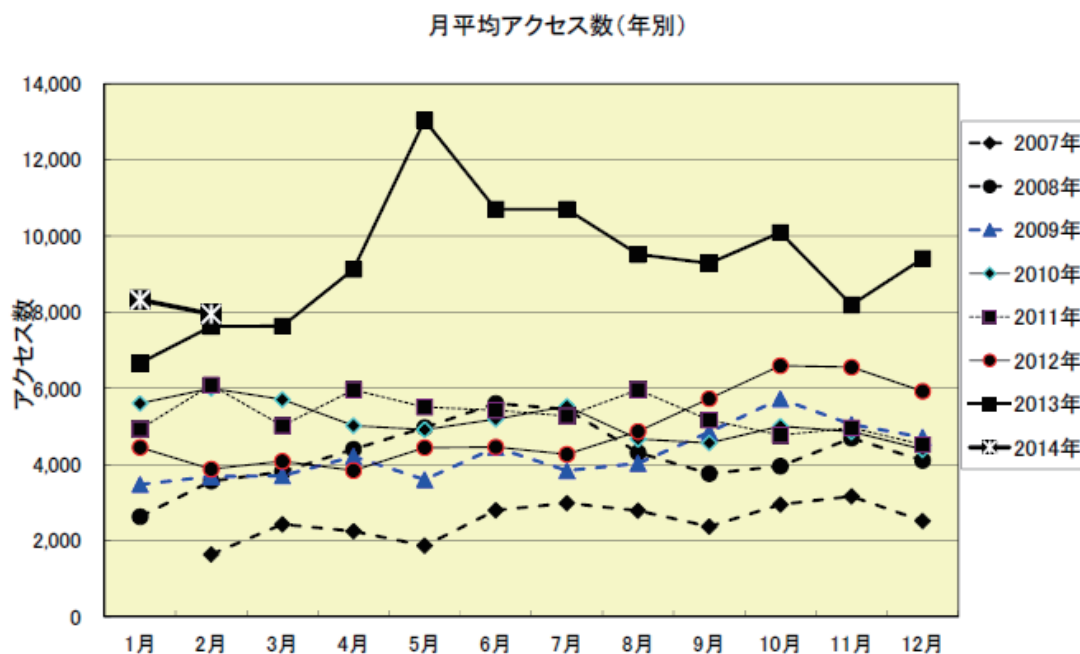


図 3-5-1 「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数(ページ閲覧数)



図 3-5-2 合法木材ナビトップページ

また、イベント等の最新情報を登録者宛にメールでお知らせする、「合法木材ナビレーター第 23 号」(不定期配信)を配信した。なお、2006 年の配信開始から配信先の募集を行っており、2014 年 3 月現在で配信先は 300 超となっている。

○問合せ窓口としての合法木材ナビの機能

認定団体・業界関係者だけでなく一般の消費者、合法木材の需要者・調達者からの問合せに迅速・的確に対応できるよう、合法木材ナビの中に問合せフォームを設置しており、平成 25 年度には 28 件の問い合わせ等があった。なお、2010 年 3 月のシステム導入から本年 3 月までの質問等の延べ数は、およそ 150 件となっている。問合せは、木材業界関係者（特に合法木材供給事業者）からのものが多く、合法木材ナビの掲載情報の修正依頼、操作方法等の問い合わせが多いが、中には「合法木材と一般木材との違いは何か？」との問い合わせもあった。

第4章 木材の合法性証明の信頼性向上

1 団体・事業体を対象とした説明会・研修の開催

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」による「森林・林業・木材業界団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」等に基づく合法木材の供給について、需要側の要望に応じてその信頼性を確保するため、信頼性向上事業の一環として全国の認定団体及び認定事業体の責任者等を対象に研修を実施した。

（1）認定団体研修

平成25年9月4日（水）に木材会館（東京都江東区新木場）において認定団体の分別管理者・文書管理者等の責任者を対象に「合法木材供給事業者認定団体研修」（主催、全国木材組合連合会）を実施した。

本年度の研修会では、最初に林野庁から「我が国の違法伐採対策」について講義を受けた。次に全木連から「合法性証明木材供給システムの現状と課題・今後の事業の進め方」について講義を行い、一般財団法人林業経済研究所から「合法木材モニタリング実施指針と実施体制」について説明があった。

その後、「住宅業界の合法木材を使った住宅建築の取り組み」について、一般社団法人住宅生産団体連合会（ミサワホーム課長）と一般社団法人JBN（株式会社こもだ建総社長）から現状説明を受けた。最後に全体質疑を行って研修を終了した。



写真 4-1-1 認定団体研修の様子

毎年、東京で開催するこの研修は今回で7回目を迎え、参加団体数は全認定団体145（当時）のうち122団体が出席して、受講率は84%、参加者数は138名であった。また、この研修会への参加の累計は、参加団体数が

753 団体、参加者数は 2,894 名となった。

今年度は認定団体や認定事業者の増加、木材利用ポイント事業の実施に伴い、多くの受講者が参加した。

（２）認定事業者研修

平成 25 年 5 月～26 年 3 月にかけて、全国 40 の認定団体が認定事業体の分別管理者、文書管理者等を対象として合法木材供給事業者研修を各認定団体が全木連と共催で実施した。

この研修の内容については、基本的には前記「認定団体研修」の伝達を中心に各地における合法木材の供給実態やそれらに関連する情報についての意見交換等が行われているが、中には合法性証明の付いた県産材の活用による県独自の助成金の解説や、認定団体が独自で実施したモニタリング調査等の結果、更には具体的なチェックリストを作成して点検を呼びかける等実施団体毎に多彩な内容が見られる。

本年度、この研修を実施した認定団体は 40 団体（去年は 33 団体）となっているが、この研修については、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」（以下「研修要領」という。）において、実施県における認定団体が共催して実施することが望ましいとしていることから、本年度はこの研修に 30 の認定団体（去年は 32 団体）が共催して合わせて 70 団体（去年は 69 団体）で実施している。



写真 4-1-2 事業者研修の様子（左：青森県、右：群馬県）

実施結果は、全国 61 会場（去年は 58 会場）において延べ 3,580 名（昨年度 2,679 名）が参加して行われており、昨年度に比して受講者数は約 900 名増加した。受講者は年々増加しており、特に本年度は木材利用ポイント事業との関連もあって事業者認定が大幅に増加し、各認定団体が合法木材証明制度の信頼性確保が重要であるとの認識が一層高まったものと考えられる。なお、受講率は、全認定事業者数の 32%であった。

表 4-1 平成 25 年度合法木材供給事業者認定団体研修等実施状況

研修名	開催時期	主 催	研修実施状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成 25 年 9 月 (場所：東京・木材会館)	全木連	受講者 122 団体 138 名
② 合法木材供給事業者研修	平成 25 年 5 月～26 年 3 月 (場所：全国各地)	認定団体(中央・地方団体)	実施団体 70 団体 延べ 61 会場 受講者 3,580 名

2. 合法性が証明された木材におけるモニタリング等の実施

合法木材推進の活動が開始されて以来、認定団体及び認定事業者による取り組み状況の確認は林野庁補助金による合法木材の実態調査等の中で行われてきた。しかし、昨今、木材利用ポイント事業の実施など、合法木材の信頼性・透明性の確保がさらに要求される状況の中で、合法木材に関する認定団体及び認定事業者による自主的なモニタリングの実施が求められるようになってきている。

このため、平成 24 年度のモニタリングの結果を踏まえ違法伐採対策・合法木材普及推進委員会では、自主的なモニタリング実施についての検討を行い、平成 25 年 7 月に開催された同委員会において、認定団体に対し自主的なモニタリングについての意向の聴取を行うとともに、本年度、試行的ではあれ、認定団体による自主的な書面調査、現場調査を実施することへの協力依頼を行うことが決められ、認定団体の試行実施の結果を踏まえてモニタリングの本格実施に向けた検討を行うこととなった。

平成 25 年 9 月に全国木材組合連合会が主催した認定団体研修及び「合法性が証明された木材モニタリング実施指針（素案）」（巻末資料）等の文書により認定団体に対して平成 25 年度のモニタリング試行実施について協力依頼を行った。

（1）合法木材モニタリング実施に関する意見等

ア 自主的なモニタリングについて

自主的なモニタリングへの認定団体としての考え方を聴取するため、平成 25 年 9 月、アンケートを実施した。アンケートの依頼対象団体はすべての認証団体（145 団体）であり、このうち 91 認定団体から回答を得た。回答率は 63% であった。

まず、平成 25 年度の基本的方針に基づいて、自主的なモニタリングを実施するかどうかを問うたところ、「基本的に実施」が 4%（4 団体）、「可能な限り実施」が 41%（37 団体）であった。「今年は難しい」が約半数の 49%（45 団体）となった。

イ 書面調査について

次に、本年度、試行的に書面調査を実施するかについて問うたところ、回答のあった 91 認定団体のうち 73%（66 団体）が書面調査を実施すると回答した。

また、この 66 団体のうちの 71%（47 団体）が全事業者を対象にして実施するとした。

ウ 現場調査について

さらに現場調査については、46%（42 団体）が現場調査を実施すると回答した。また、実施するとした認定団体に対して、どの程度の事業者を対象に現場調査が行えるかを問うたところ、これら 42 団体の傘下事業者数 5,062 事業者のうち、実施予定の対象事業者数は 636 事業者で実施比率は平均で 14% となった。

エ 次年度以降の方針について

次に平成 26 年度以降の、自主的モニタリングを実施するに当たっての方針について

尋ねたところ、「現行体制のまま」が 32%（30 団体）、「内部体制強化」が 26%（24 団体）、「事業者負担を増やすための対策」が 27%（25 団体）となった。

「現行体制のまま」が 32%を占めるが、この中には『現行体制のまま』で実施可能である」とするところと、『内部体制強化』もできないし、『事業者負担を増やすための対策』も取れないから、『現行体制のまま』実施するより仕方がない」というところとが含まれていると思われる。

オ 次年度以降の考え方について

次年度以降の考え方についての数多くのコメントが寄せられたが、これらは「積極的意見」、「中間的意見」、「消極的意見」に大別することができる。これらの意見のうちから主要なものを上げると次のようになる。

積極的意見 ○本年度から着手の予定

○現行体制で出来る範囲で実施

○外部からの応援も得て実施

○更新時の現場調査と同時にすれば、現体制で実施可能。

中間的意見 ○現行体制では実施できない。内部体制整備が必要。

○次年度以降、モニタリング事業に理解を深めたうえで実施。

○関連組合と協力体制を協議。

○行政機関に協力を求める。

消極的意見 ○認定エリアが広く、支部のない団体にとっては負担。

○現地調査には体制、経費の検討・対応が必要。

○納材先から証明書の要求が少ない。このような中で、事業者負担増、

人員増は不可能。

○外部委託で処理する方法を検討されたい。

(2) 合法木材取扱書面調査の結果

平成 25 年 11 月、全認定団体に対し、試行的にはあるが、年度内に書面調査を実施してもらうよう依頼した。これに対し、平成 26 年 2 月 17 日現在で 49 団体から本年度中に実施する旨の連絡があった。このうち、平成 26 年 3 月 4 日時点で報告提出のあったのは 20 団体であった。これら 20 団体からの回答は 899 事業者であり、傘下の事業者総数は 2,203 事業者である。これから回答率は 41%であったといえることができる。

ア 調達の際の伝票・証明書などの確認

「全てしている」、「することが多い」との回答が 2/3 となったが、「することは少ない」、「全くしていない」が 1/3 となった。認定団体から「合法木材と認定されている国産材についても確認を徹底するよう指導が必要」とのコメントがあった。

イ 分別管理の実施方法

「場所を設定」が 1/3 弱、「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」が半数強であった。「ロット積みで」、「製品・梱包で」は少なかった。

ウ 文書管理方法と文書保管期間

文書管理方法について「伝票綴りで管理している」が 1/3、「全量合法木材なので、合法木材に特定した管理はしていない」が半数であった。文書管理期間の「5 年間保管」が半数、5 年以外は 2～3 年が多かった。

エ 責任者の選定と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどすべての事業者で選定されている。

オ 合法木材の取り扱い方針

「すべてを合法木材に」が半数、残り半数は「できるだけ」、「要請のあった時だけ」と回答。認定団体のコメントとして合法木材の供給拡大のため『「全量合法木材」に向けての指導が必要」、「合法木材であることを自発的に証明する事業者が少ない」などがあった。

カ 供給の際の伝票・証明書での証明

合法木材の証明については「全て証明」、「することが多い」が半数であった。

一方で『することは少ない』とする事業者について『すべて証明』に向け、指導する必要がある」などがあった。

キ 認定事業者研修への参加

ほとんどの事業者で分別管理責任者、文書管理責任者、又はそれ以外の者が、常時もしくはときどき研修会に参加している。認定団体のコメントとして『誰も参加したことがない』とする事業者に対しては、認定取り消しも検討しなければならない」との意見もあった。

ク 認定団体の意見等

- ①全体的に適切な取り扱いをし、認定要件を満たそうとの意識が感じられる。しかし、合法木材の証明書の発行は少ない。需要者側の合法木材の重要を掘り起こす必要がある。
- ②今後、研修を通して制度の一層の周知徹底を図るとともに、必要に応じて現場調査を実施することで、具体的な指導を強化していく。
- ③幅広い業態の集まりなので、合法木材取扱にも温度差がある。木質バイオマスやポイント事業で関心は高まっており、この機に徹底を図りたい。
- ④証明書の発行は少ないが、発行する場合は必ず調達時に受領した伝票・証明書の証拠書類を揃えておく必要がある。そうでないと制度の信頼性が崩壊する危険がある。

(3) 合法木材取扱現地調査

書面調査と同様に、平成 25 年 11 月、全認定団体に対し年度内に書面調査を実施してもらうよう依頼した。これに対し、平成 26 年 2 月 17 日現在、30 団体から本年度中に実施する旨の連絡があった。このうち、平成 26 年 3 月 4 日時点で報告提出のあったのは 5 団体であった。これら 5 団体の担当者が実施した現場調査の対象事業者数は 83 事業者であり、傘下の事業者総数 705 事業者に対し 12%となった。

ア 調達の際の伝票・証明書などの確認

「全てしている」、「することが多い」が多く、「することは少ない」も若干あった。

イ 分別管理方針書の制定と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどの事業者で制定されている。

ウ 分別管理責任者の選任と公表

公表しているかどうかはともかく、ほとんどの事業者で選任されている。

エ 分別管理の実施方法

「場所を設定」、「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」がそれぞれ約半数であった。

オ 分別管理責任者による、入出荷時における必要事項の記載の確認

「常時確認」、「することが多い」で $3/4$ 、「することは少ない」が $1/4$ であった。

カ 分別管理責任者による現場での確認

「常時確認」、「することが多い」が約半数、「することは少ない」が約 40%、「全く確認しない」が約 10%となった。

キ 文書管理規定の制定と公表

公表しているかどうかはともかく、全ての事業者で制定されている。

ク 文書管理責任者の選任と公表

概ね選任されている。

ケ 伝票類・管理簿の整理・整備と問題発生時の確認体制の整備

「すべて整っている」 $1/3$ 、「伝票綴りで管理」 $1/3$ 、「すべて合法なので特別な文書管理はしていない」が $1/5$ を占める。

コ 供給の際の伝票・証明書等での証明

「全てしている」と「することが多い」で $2/3$ 、それ以外ではほとんどが「要請のあったとき」に発行している。

サ 認定事業者研修への参加

分別管理責任者、文書管理責任者、これ以外の者のいずれかが、常時もしくははときどき参加している。

シ 認定団体の意見等

- ①当県の認証県産材は合法木材が条件であるため、今回は県産材認証工場を対象にしたが、合法木材については理解されていた。
- ②「国産材、県産材は全て合法木材」との認識のため、必要な時以外は証

明書が作成されていない。証明書作成を習慣づけることが必要だと思う。

(4) 試行実施を踏まえた検討

合法木材に関する自主的モニタリングの試行実施については、「基本的に実施」と「可能な限り実施」で 45% (41 団体) であったが、「今年度は難しい」がこれを若干上回り 49% (45 団体) となった。「今年度は難しい」とする理由が、認定団体における人手不足と資金不足に課題があることは、コメントからも十分うかがえる。また、「可能な限り実施」としたところであっても、「人手不足と資金不足という現実の中で、可能な範囲で実施」というところが多いものと思われる。

書面調査、現場調査については、概してこれまで行われた調査と同様の内容であるが、今回は、実施団体のコメントとして極めて積極的な意見が多数、寄せられている。自主的に書面調査なり現場調査を実施する中で、認定団体が傘下事業者の実態を把握し、消極的な対応の事業体への指導を積極的に行っていこうという流れが感じられる。このような積極的な動きの出てきたことは大きな前進であり、これをさらに進めるために「人手不足と資金不足」という課題にどのように対応していくのかがモニタリングの実施に向けた課題になる。

表4-2 合法木材モニタリングに関する考え方（アンケート）

	団体数	回答 件数	平成25年度の基本的方針												
			基本的に 実施			今年度は 難しい			その他			計			
			可能な 限り 実施	今年度は 難しい	今年度は 難しい	今年度は 難しい	今年度は 難しい	今年度は 難しい	その他	その他	その他				
			書面調査			現場調査						計			
			全事業者	その他	計	1～4%	5～9%	10～19%	20～29%	30%～	計				
全国団体	24	13	1	3	7	2	2	1	8	1	3	2	6		
県木連関係	64	52	2	14	28	7	7	7	42	7	8	4	26		
県森連関係	41	11	0	5	4	1	1	0	7		2	2	4		
素生協・チップ	16	15	1	5	6	3	2	2	9	3	2	1	6		
	145	91	4	37	45	13	13	19	66	7	11	15	7	2	42

	団体数	回答率	平成25年度の基本的方針														
			基本的に実施			可能な限り実施	今年度は難しい	その他	具体的方針								
									書面調査			現場調査					
									全事業者	その他	計	1～4%	5～9%	10～19%	20～29%	30%～	計
全国団体	24	54%	8%	23%	54%	15%	88%	13%	62%	0%	17%	50%	0%	33%	46%		
県木連関係	64	81%	4%	27%	54%	13%	62%	38%	81%	27%	27%	31%	15%	0%	50%		
県森連関係	41	27%	0%	45%	36%	9%	100%	0%	64%	0%	0%	50%	50%	0%	36%		
素生協・チップ	16	94%	7%	33%	40%	20%	78%	22%	60%	0%	50%	33%	17%	0%	40%		
	145	63%	4%	41%	49%	14%	71%	29%	73%	17%	26%	36%	17%	5%	46%		

	団体数	回答 件数	現地調査		
			対象 事業者数	傘下 事業者数	平均比率
全国団体	24	13	102	347	29%
県木連関係	64	52	487	4,380	11%
県森連関係	41	11	9	97	9%
素生協・チップ	16	15	38	238	16%
合計	145	91	636	5,062	13%

第5章 海外の違法伐採対策・合法性が証明された木材の推進・連携

1 中国での合法木材セミナーの開催（第4回日中木材及び木材製品貿易検討会）

○会議の趣旨

日本は世界有数の木材輸入国で、世界各地の木材を輸入していることから、世界の森林における持続可能な森林経営を推進するとともに、違法に伐採された木材は輸入しないとの考えのもと、合法性のある木材の調達を促進している。

日本は、金額ベースで最大の木材輸入先である中国から、全輸入額の約15%に相当する木材・木材製品を輸入しているため、中国から輸入される木材・木材製品の合法性証明の有無は、我が国の市場における合法木材の普及にとって非常に重要である。

しかし、中国では、世界各地から丸太等を輸入し、それを加工して先進国に木材製品を輸出しており、数多い原産地の中には、違法伐採対策が十分に取られているとは言えない地域も含まれている。

このため、中国の木材加工業者や輸入業者を対象に、日本の合法木材制度の普及を図り、我が国に輸出される木材・木材製品の合法証明材の比率を増やすため、広州市において合法木材のセミナーを開催することとした。

今回のセミナーでは、そのほか、米国のレイシー法やEU木材規則などの法規制の紹介も行った。

○概要

これまで、中国では、中国木材与木製品流通協会の協力のもと2009年広州市、2010年大連市、2011年山東省臨沂（りんぎ）市で合法木材の普及に関連した検討会「日中木材及び木製品貿易に関する検討会」を開催しており、今回は4回目の実施となる。過去3回の検討会を通して合法性の証明された木材に関する双方の現状と問題点を認識し、情報・意見交換を行って相互の理解を深めてきており、今回の検討会では、国際フォーラムという形で日本と中国のみならず米国、EU等の動向についての情報も提供するグローバルなワークショップとなった。

- (1) 会議名称：第4回日中木材及び木材製品貿易検討会
(国際フォーラム「国際木材市場の新規則への対応と木材原材料の責任ある購入」の一環として開催)
- (2) 主催団体：日本全国木材組合連合会・中国木材及び木製品流通協会
- (3) 協賛団体：TRAFFIC（国際野生生物貿易研究組織）、欧州森林研究所（EFI）

EU-FLEGT 基金、WWF-GFTN（世界自然保護基金グローバル森林貿易ネットワーク）、東莞中城木業有限公司（広東省東莞市）

（４）開催日時： 2014 年 3 月 19 日（水） 9:00～17:00

（５）場 所： 広州白雲国際会議中心（センター） 陽江庁

所在地:中国広東省広州市白雲大道南 1039～1045 号

（６）参加者：参加総数約 80 名。参加者は全国各地から集まった木材関係業者のほか、環境 NGO、森林認証審査機関、地元行政関係者、駐広州日本総領事館職員等。

（７）結果概要：

日本からは、加藤（全木連事務局情報課長）、黄勝澤氏（海外林業コンサルティング協会研究部長）、が参加し、「日本における木材利用推進の取り組みと合法木材調達の動向」という題名で、日本の違法伐採対策（グリーン購入法）、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給体制の仕組みと現状、合法木材の需要と供給に関する新たな動き（木材利用ポイント、地域型住宅ブランド化事業の実施に伴う合法木材への関心の高まり）等について説明を行った。

全木連の発表に対して、参加者からは認定団体の仕組み、中国の木材輸出業者への影響等の質問があった。会場の参加者は中国各地の木材製品の加工、流通業者が多く、米国のレイシー法、EU 木材規則等の新しい違法伐採対策についての関心が高く、これらの地域に中国から木材を輸出する際の関連情報等についての質問が出された。

なお、この検討会は 3 月 18 日に同会議場で開催された 2014 年中国木材及び木製品産業大会に合わせて実施されたもので、19 日にはこのフォーラムの他に中国の輸出入の通関法規に関するワークショップも開催された。



写真 5-1-1 会場の広州白雲国際会議中心



写真 5-1-2 会場の様子



左（写真 5-1-3）：当日配布資料の表紙（中国語版）、右（写真 5-1-4）：このフォーラムの記事も載っている木材産業大会開催の広告（月刊誌「中国木材与木制品」（2014 年 1-2 月号）より）

■会議プログラム

時刻	時間	内容	講演者
08:00～09:00		受付	
09:00～09:30	30'	参加者の自己紹介（企業と産品）	司会者
09:30～09:35	05'	開会挨拶	流通協会
09:35～09:40	05'	開会挨拶	全木連
09:40～09:45	05'	開会挨拶	地方協会
09:45～09:55	10'	木材原材料責任ある購入システム 構築の意義	WWF－GFTN
09:55～10:15	20'	国際貿易に影響を及ぼす国際条約と法 規の概要紹介	TRAFFIC
10:15～10:45	30'	日本における木材利用推進の取り組み と合法木材調達の動向	全木連
10:45～11:00	15'	質疑	
11:00～11:20	20'	コーヒープレーク	
11:20～11:40	20'	EU 木材規則の紹介	EU 森林研究所
11:40～11:55	15'	EU の木材製品の買い手が売り手に求め る合法性情報の提供	Kingfisher Asia Limited
11:55～12:15	20'	質疑	
12:15～13:20	65'	ランチタイム	
13:20～13:30	10'	食後リラックス	司会者
13:30～13:50	20'	米国レイシー法の紹介	アメリカ在中国大 使館
13:50～14:05	15'	アメリカの木材製品買い手が売り手に 求める合法性情報の提供	アメリカ木材製品 取扱商社
14:05～14:20	15'	質疑	
14:20～15:20	60'	責任ある購入システムの構築	WWF－GFTN
15:20～15:35	15'	質疑	
15:35～15:55	20'	コーヒープレーク	
15:55～16:25	30'	木材合法性ガイドラインの枠組み	TRAFFIC
16:25～16:40	15'	質疑	
16:40～17:00	20'	自由交流／閉会	

2 消費国における違法伐採問題に関する取り組み状況の把握

(1) 消費国における違法伐採問題に対する取り組み状況の調査の目的

違法伐採問題が、国際的な課題となって久しい。違法伐採問題は、木材産出、輸出国の森林資源の劣化や破壊を招くだけでなく、それを輸入し、消費する国においても、不当に安い違法伐採材の流通によって、その国の林業、森林経営、木材産業を圧迫する。こうしたことから近年、アメリカや EU では、新たな違法伐採政策を導入した。アメリカではレイシー法が 2008 年 12 月に改定され、この改定によって、国内外の法律に違反して取得した植物及び植物製品の国内外の輸出入、輸送、販売、受け取り、取得、購入が違法行為とされ、違反者には、物品の没収、罰金、懲役刑などが課されるようになった。

ヨーロッパでは、EU 木材規則が制定され、2013 年 3 月から発効している。EU 木材規則は、欧州の輸入業者や EU 市場に最初に木材・木製品を出荷する事業者に対して①違法木材・木材製品の EU 市場への出荷の禁止②「デューデューディリジェンス」の実施を EU 域内の加工・流通業者等に義務付け③トレーサビリティ確保（仕入れ先・顧客記録の保管）の義務付けを求めるものである。デューデューディリジェンスとは違法な木材、木材製品が EU 市場に出荷されるリスクを最低限に抑えるため、事業者がリスクを調査し、必要に応じてリスク低減措置を行うことである。なお、VPA 締結国からの FLEGT ライセンス木材やワシントン条約（CITES）輸出許可木材は合法とみなされる。

米国や EU で施行されたこれらの新たな法規制では、木材の合法性の有無等の判断や違法な木材を輸入・使用した際の責任は事業者が負うこととなっている。しかし、木材の違法性の定義は、木材が伐採された国の法律に照らして判断することとなっており、各国・各地域政府等の法律に精通する必要があるなど、判断は困難を伴うと考えられること。また、疑わしい木材・木材製品については、事業者は適宜調査等も行うなど、事業者に新たな負担を求める内容になっている。このため、米国や EU の法規制後の木材輸入や輸入木材の加工流通等の実態について検証することとなった。

本調査では、米国、ヨーロッパを中心とした業界関係者が、上記の米国、EU の法規制に対してどのような意識を持っているのか、またそれらの法規制の効果がどうであるのか、日本のグリーン購入法（業界団体認定のやり方）についての認知度や考えをアンケート調査を通じて明らかにすることとした。

(2) 調査の方法と調査項目

北アメリカ、ヨーロッパの 15 ヶ国を代表する 260 業界団体などの紹介をうけて、会員事業者を対象に、インターネット上でアンケートを実施した。調査項

目は、下記の通りである。

○回答者の属性（事業者名、業態、国籍）

○違法伐採問題に対する組織の取り組み

違法伐採問題に関する事業者の考え

その他具体的な取り組みを実施しているか

○各国の行政措置の評価

（欧州木材規則について）

デューディリジェンス調査の実施義務付け、FLEGT VPA（二国間協定）の実施が事業者のビジネス与えた影響

（米国レイシー法について）

「海外で違法に伐採された木材・木材製品の取引が禁止された」こと「輸入時点での申告を義務づけ」などが事業者のビジネスに与えた影響

○日本の合法木材制度の評価

（林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明システムを紹介）

制度の認知と評価

（３）アンケート実施結果について

ア 回答者の属性

2014年3月7日現在で、41件の回答を得ることができた。地域別の内訳は、北アメリカ地域 15 件、ヨーロッパ地域 24 件、その他の地域 2 件であった。また、回答者の業態については、加工業 15 件、トレーダ 14 件、両方 9 件、不明 3 件であった。加工業はほとんどが製材業を営んでおり、トレーダはすべて国際的な市場を対象としたトレーダである。

イ 違法伐採問題に対する組織の取り組み（全回答者に対する質問）

（ア）違法伐採問題に対する考え

違法伐採問題に対する意識については、問題であるとする者は 41 件中 25 件であった。その他とする回答が 13 件で、その内容を見ると、違法伐採はグローバルな問題であるものの、自国市場では問題ないとする回答が多くみられた。また、言われているほど大きな問題ではないとの回答がわずかに 3 件であった。

区分	北米	EU	その他	合計
大きな問題で常に違法伐採木材を扱うリスクあり	2	6	1	9
大きな問題だが、供給先について問題ない	6	10	0	16
言われているほど大きな問題ではない	2	1	0	3
その他	5	7	1	13

(イ) 違法伐採問題を解決・回避するための取り組み

違法伐採問題を解決、回避する仕組みをもつとの回答が、41 件中 28 件であった。その他との回答の内容を見ると、FSC や PEFC などの認証材しか扱っていない、第三者機関による審査を受けている、違法伐採対策が厳密に行われている国々の木材を扱っているとするものがほとんどであった。全体的に、違法伐採問題に対して、事業者個別の対応がなされていることが読み取れる。

区分	北米	EU	その他	合計
自社による違法伐採材が排除する仕組みの整備	7	11	0	18
自社による違法伐採材が少なくなる仕組みの整備	3	6	1	10
違法伐採材排除の社会的仕組みがあるので、自社による独自の仕組みはなし	2	0	0	2
その他	3	7	1	11

(ウ) EU 市場での取引

EU 木材規則による木材を最初に EU 市場で販売する事業者（オペレータ）は、北アメリカの事業者は 3 件、ヨーロッパの事業者が 19 件で合計 22 件であった。EU 木材規則による EU 域内の木材を取引する事業者（トレーダ）は、北アメリカ 4 件、ヨーロッパ 4 件の合計 8 件であった。オペレータでもトレーダでもないとの回答は北アメリカ 9 件、ヨーロッパ 2 件、その他の地域 2 件での合計 13 件であった。

区分	北米	EU	その他	合計
EU 木材規則による木材を最初に EU 市場で販売する事業者（オペレータ）	3	19	0	22
EU 木材規則による EU 域内の木材を取引する事業者（トレーダ）	4	4	0	8
オペレータでもトレーダでもない	9	2	2	13

(エ) アメリカ市場での取引

アメリカ市場での取引は、当然ながら北アメリカの事業者がすべて実施あるいは実施予定と回答している。ヨーロッパ、その他の地域の事業者は、取引する、しないはそれぞれ半々であった。

区分	北米	EU	その他	合計
米国市場で木材取引を実施、あるいは実施予定	15	13	1	29
米国市場で木材取引を実施していない、予定もなし	0	11	1	12

(オ) 日本市場での取引

日本市場での取引を実施、あるいは実施予定と回答したものは 41 件中 30 件であっ

た。

区分	北米	EU	その他	合計
日本市場で木材取引を実施、あるいは実施予定	10	20	0	30
日本市場で木材取引を実施していない、予定もなし	5	4	2	11

ウ EU 木材規則について

(ア) オペレータとしてデューディリジェンス（DDS）調査に対する対応（複数回答可、母数 22 件で、うち無回答が 1 件）

デューディリジェンスの具体的な対応として、21 件中 19 件が定期的な書類による調査を行うと回答し、13 件が供給先に訪問して現地調査を行うと回答している。その他については、FSC や PEFC の認証材を取り扱っているなどとしている。なお、この回答は重複回答であり、個々の事業者は複数の方法でデューディリジェンスに対応していることが読み取れる。

区分	北米	EU	その他	合計
定期的に検査	3	16	0	19
供給先に行って現地調査	1	12	0	13
その他	1	4	0	5

(イ) 木材規則におけるデューディリジェンスの実施義務付けによるビジネスへの影響
大きな影響があったとの回答は 21 件中 2 件にとどまり、13 件がやや影響があったとし、影響なしが 7 件である。影響についてはコスト増をあげる回答が多い。

区分	北米	EU	その他	合計
大きな影響あり	1	1	0	2
やや影響あり	1	11	0	12
特に影響なし	1	6	0	7

大きな影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	1	1	0	2
取扱品目の変更	1	0	0	1
調達業者の変更	1	1	0	2
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	1	1	0	2
その他	0	0	0	0

若干の影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	1	11	0	12
取扱品目の変更	1	1	0	2
調達業者の変更	1	4	0	5
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	1	5	0	6
その他	0	0	0	0

（ウ）トレーダとしてのトレーサビリティ確保によるビジネスへの影響（母数 29、うち無回答 2 件）

トレーサビリティ確保による影響については、27 件中 3 件が、大きな影響があるとし、やや影響ありが 12 件、影響なしが 12 件であった。影響についてはコスト増との回答が最も多かった。

区分	北米	EU	その他	合計
大きな影響あり	1	2	0	3
やや影響あり	0	12	0	12
特に影響なし	4	8	0	12

大きな影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	1	2	0	3
取扱品目の変更	1	0	0	1
調達業者の変更	1	0	0	1
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	1	1	0	2
その他	0	0	0	0

若干の影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	0	10	0	10
取扱品目の変更	0	2	0	2
調達業者の変更	0	3	0	3
調達方針の変更	0	0	0	0
然るべき注意を払うための手続きの変更	0	5	0	5
その他	0	1	0	1

(エ) EU 木材規則の罰則について

EU 木材規則について 28 件中 18 件が知っているとの回答で、10 件が知らないとの回答であった。ヨーロッパの事業者でも 22 件中 7 件が知らないとの回答であった。また、罰則に関しては適正とするものが 28 件中 10 件であり、その他が 14 件であった。その他の意見として、「違法伐採対策をまじめにやっている事業者から見ると不公平なので厳しすぎることはない」、「輸入業者にではなく輸出業者に罰則をかけるべき」といった意見がみられた。

区分	北米	EU	その他	合計
知っている	3	15	0	18
知らない	3	7	0	10

罰則に関する意見

区分	北米	EU	その他	合計
適正である	2	8	0	10
罰則は必要であるが、事業者への負担が大きい	1	3	0	4
その他	3	11	0	14

(オ) FLEGT の VPA (二国間協定) について

FLEGT の二国間協定は遅々として進んでいない。しかし、本調査ではすでに 27 件中 8 件が締結国との取引をしているとの回答で、さらに 3 件が取引する予定との回答であった。ヨーロッパの事業者においても二国間協定を知らないとの回答が 7 件もあった。

区分	北米	EU	その他	合計
VPA 締結国との取引をしている	1	7	0	8
VPA 締結国との取引をする予定である	1	2	0	3
VPA 締結国との取引する予定はない	1	6	0	7
VPA については知らない	3	7	0	10

エ 米国レイシー法について

(ア) レイシー法での「海外で違法に伐採された木材・木材製品の取引が禁止され、然るべき注意を払う (Due Care)」ことに対する方策 (複数回答可、母数 29 件)
海外からの違法伐採材のチェックに関しては、書類で定期的に検査との回答が 22 件で、供給先に訪問して調査との回答が 17 件であった。その他という回答は 11 件であった。その他に関しては、FSC などの森林認証に準じた証明を供給者に要求したり、海外の供給者に対して毎年レイシー法のコンプライアンス文書に署名を要求して

いるとの内容であった。

区分	北米	EU	その他	合計
定期的に検査	10	11	1	22
供給先に行って現地調査	7	9	1	17
その他	7	4	0	11

(イ) Due Care の実施に伴うビジネスへの影響

Due Care に伴いビジネスに大きな影響があったとの回答は 28 件中 3 件にとどまり、やや影響があったとするものが 13 件で、残りの 13 件は特に影響ないとの回答であった。大きな影響があるとした 3 件の回答の中で、コスト増、然るべき注意を払うための手続きの変更があったとの回答が 3 件であった。やや影響があったと回答した 12 件の内で、コスト増との回答が 9 件、然るべき注意を払うための手続きの変更が 5 件、調達業者の変更が 4 件と続いている。Due Care の実施に伴い、個別事業者として何らかの対応がなされていることが読み取れる。

区分	北米	EU	その他	合計
大きな影響あり	1	1	1	3
やや影響あり	5	8	0	13
特に影響なし	9	4	0	13

大きな影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	1	1	1	3
取扱品目の変更	1	0	0	1
調達業者の変更	1	0	1	2
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	1	1	1	3
その他	0	0	0	0

若干の影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	3	6	0	9
取扱品目の変更	1	1	0	2
調達業者の変更	2	2	0	4
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	5	1	0	6
その他	1	0	0	1

(ウ)「輸入時点での申告義務づけ」の実施に伴う影響

輸入時点での申告義務づけに関して、大きな影響があったとの回答は 29 件中わずかに 1 件のみで、やや影響があったとの回答が 11 件、残りの 17 件は特に影響がないとの回答であった。影響としては、コスト増がおもなものであった。

区分	北米	EU	その他	合計
大きな影響あり	1	0	0	1
やや影響あり	4	7	0	11
特に影響なし	10	6	1	17

大きな影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	1	0	0	1
取扱品目の変更	1	0	0	1
調達業者の変更	1	0	0	1
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	1	0	0	1
その他	0	0	0	0

若干の影響の内容

区分	北米	EU	その他	合計
コスト（支出増）	4	6	0	10
取扱品目の変更	0	1	0	1
調達業者の変更	0	1	0	1
調達方針の変更	1	0	0	1
然るべき注意を払うための手続きの変更	2	0	0	2
その他	1	0	0	1

(エ) レイシー法の罰則について

レイシー法の罰則については、知っているとの回答が 29 件中 26 件で、知らないとの回答はわずか 3 件であった。レイシー法の認知度は比較的高いことが読み取れる。罰則について、適正とするものが 13 件、罰則は必要であるが、事業者への負担が大きいとの回答が 6 件である。その他の意見としては、「合法的に木材を収穫するのは原産国の責務で、それをしないで生産された木材をオープンな市場から購入した側が罰則を受けるのはおかしい」、「社内規則で厳密に対処しており、公平のためには厳密すぎることはない」、「レイシー法への対応がまだであるため判断できない」といった

ものがみられた。

区分	北米	EU	その他	合計
知っている	14	11	1	26
知らない	1	2	0	3

罰則に関する意見

区分	北米	EU	その他	合計
適正である	9	4	0	13
罰則は必要であるが、事業者への負担が大きい	3	2	1	6
その他	3	2	0	5

オ 日本の合法木材制度について

内容の詳細について知っていたとの回答は、41 件中 6 件であった。聞いたことがあったとの回答が 18 件、知らなかったとの回答が 17 件であった。EU 木材規則やレイシー法に比べて、認知度は高くない。また、日本の制度に対する感想は、消費者に一定の信頼性のある情報を伝達する手段として重要との回答が 6 件のみで、とくに意見がないとの回答が 26 件であった。認知度があまり高くないゆえんである。なお、「改良の余地あり」との意見が 1 件であった。

区分	北米	EU	その他	合計
内容の詳細を知っていた	5	1	0	6
聞いたことがあった	6	11	1	18
知らなかった	4	12	1	17

日本の制度に対する感想

区分	北米	EU	その他	合計
消費者に一定の信頼性のある情報を伝達する手段として重要	5	4	0	9
信頼性に問題があり、改良の余地あり	0	0	1	1
特に意見は無い	9	16	1	26
その他	1	4	0	5

カ まとめ

ヨーロッパの EU 木材規則、アメリカの改正レイシー法が要請する義務に対して個々の事業者はそれぞれ複数のやり方で対応している。それによる影響は若干ながらあるとする事業者が多く、その内容はコスト増であった。大きな影響があったとする事業者は少なく、今回、この調査に回答した事業者は、違法伐材を排除するための仕組みをある

程度確立していたと推測される。また、これらの制度の罰則についてもおおよそ理解を示していると考えられる。

日本の措置に関しては、EU 木材規則、改正レイシー法に比べると認知度が高いとは言えない。ただし、日本の措置について認知している事業者は一定の評価を与えている。

[巻末資料]

1	平成25年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の進め方について	70
2	合法木材モニタリング実施指針（素案）	74

平成２５年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」の 進め方について

１ 趣旨

合法性が証明された木材についての関心が急速に広まっている状況の中で、違法伐採問題に効果的に対応するため、平成２５年度林野庁補助事業「地域材供給倍増事業（地域材利用促進支援）」のうち「合法木材の普及・利用促進」により、木材業界の違法伐採対策・合法木材普及推進事業を進めることとし、以下のとおり、①違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の開催、②需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業、③木材の合法性証明の信頼性向上事業を実施する。

２ 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会等の開催

本事業の基本方針の作成や事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置し、年２回開催する。メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境ＮＧＯ等による１５名程度を構成員とする。（資料１構成員名簿）

また、合法木材普及の定着化などを検討するため専門委員会を開催する。

３ 需要者・消費者に対する合法木材の普及・啓発・定着事業

（１） 民間企業等を対象としたセミナーの開催、展示会への出展等の普及活動

① 需要側企業に対する合法木材利用促進の働きかけ

住宅メーカーの木材調達・販売方針などのなかに合法性が証明された木材製品（以下合法木材という）を位置づけるため、アンケート、研究会、セミナー、相談会などに取組む。

【スケジュール】

関心を広げている住宅メーカー工務店などを対象としたアンケートなどを通じて合法木材の調達方針の確認・定着化に関する情報収集（７月から９月）
イベントの告知（HP、業界紙、ダイレクトメールなど）（７月から９月）
研究会、セミナーの実施（９月から１月）

② 一般消費者・需要者むけ普及活動

合法木材の調達方針を把握し普及を図るため地方の住宅メーカー工務店に対するアンケートなどを実施する。また、これらの事業者のほか、自治体、公共建築物の整備主体、建設業者、一般消費者などに合法木材の普及をはかるため、説明会、展示会、ダイレクトメールなどによる普及、PRなどに取組む。

【スケジュール】

アンケートの発出（８－９月）

地方の団体との意見調整（６－７月）

普及活動、説明会展示会の実施（７－１２月）

③大規模展示会等における普及

首都圏における環境物品・建築材料などの展示会（DIY ホームセンターショウ、エコプロダクツ展など）に合法木材をテーマとした出展をし、普及を図る。

【スケジュール】

準備（７－１２月）

DIY ホームセンターショウ出展（８月下旬）

エコプロダクツ展出展（１２月中旬）

（２）合法木材に関するネット上の情報窓口の充実

①情報窓口の設置運営

合法木材ナビが合法木材に関する供給システムの概要、詳細、調達窓口などあらゆる情報提供収集の中心窓口になるよう、ユーザーと連携、Q&A・最新情報の掲載につとめ、その充実を図る。

【スケジュール】

質問窓口体制の整備（８－９月）

合法木材ナビの整備（７月から２月）

②合法木材対応型工務店、住宅メーカーの窓口整備

合法木材製品事例紹介と同時に、合法木材を使った工務店住宅メーカーの紹介のためのページを整備する

4 木材の合法性証明の信頼性向上

(1) 団体・事業者を対象とした説明会開催・研修の開催支援

合法木材の供給事業者・同認定団体や企業独自の取組などガイドラインに基づく合法木材供給体制の信頼性を確保向上させるため、①認定団体の責任者に対する研修を実施するとともに、②供給事業者情報のデータベースとしての合法木材ナビ掲載情報を確立し、③認定団体等の体系的な研修の実施に対して支援する。

【スケジュール】

認定団体責任者研修（9月上旬）

認定団体情報公開度確認（8－9月）

認定団体による事業者研修計画の作成、実施（8－1月）

(2) 証明のモニタリング等の実施体制の整備

①合法性証明のモニタリングモニタリング実施指針の作成と公表

合法木材供給事業者認定団体が認定した事業者の実施状況を把握し、適切な管理ができるよう、「木材の合法証明モニタリング実施指針」（仮称）を作成し普及する

【スケジュール】

実施指針の作成（7月）

普及啓発（8月から）（全国研修などの中で内容の普及をはかる）

②団体のモニタリングの支援

合法木材供給認定事業者、同認定団体の協力の下、認定団体・認定事業者の活動状況を体系的に把握するため、①認定団体自体の活動状況を実施指針に照らして確認するとともに、②実施の支援を行う。

【スケジュール】

調査の実施（9月－12月）

取りまとめ（12月－2月）

資料－２

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
事務局 一般社団法人全国木材組合連合会

合法木材モニタリング実施指針（素案）

１．目的

合法木材の証明を行っている事業者の取り組みを、当該事業者の認定を行った団体がモニタリング（実施状況の確認）を行う際の実施方法及びその結果も踏まえた対応について取りまとめ、林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に則して行われる合法証明の信頼性・透明性の確保・向上を図る。

２．モニタリングの種類

モニタリングは、次の方法によって行う。

- （１）書面調査
- （２）現場調査

３．モニタリングの実施の方法

- （１）書面調査

書面調査は、原則として認定団体が認定する全認定事業者に対して毎年実施する。

- （２）現場調査

現場調査の対象は、事業者の業態及び合法木材の供給実績に基づき適切に選定することとし、原則として前年度に取扱実績のあった認定事業者のうち 10% 以上を対象に、適切な方法で対象事業者を選定することとする。

なお、認定事業者が多く、また、認定事業者の所在が広範にわたる場合は、各地域に所在する団体等に委託などして実施すること、また、地域を区切って、順次、地域ごとに実施することも可能とする。対象事業者は別紙 1 により整理保管しておくこととする。

４．合法木材モニタリングの内容

- （１）認定要件の実施状況に関すること

- 1) 分別管理の状況

- 調達の際の合法木材の確認（調達した木材の証明書の有無を確認しているかどうか）
- 分別管理の場所（申請時に設置することとしている分別管理の場所が適切に管理されているかどうか）
- 分別管理の実施方針の遵守（申請時に策定されている分別管理等の実施方針に基づいて適切に実施されているか）

2) 帳票管理

○管理簿等の作成状況（合法木材の製品の受け払い在庫状況が確認できるかどうか）

○帳票の保管状況（購入時の証明書、販売時の証明書のコピーを5年間保存管理しているか）

3) 責任者の選任と配置

分別管理の責任者が1名以上選任され配置されているか

(2) その他

1) 合法性が証明された木材の普及

○合法木材の取扱状況（販売製品の証明を幅広く実施しているか）

2) システムの定着に関すること

○認定事業者研修への参加状況（団体が実施する研修に責任者が参加しているか）

別紙2-1 合法木材取扱書面調査票、別紙3-1 合法木材取扱現場調査票参照

5. モニタリング結果を踏まえた対応

(1) 結果関係書類等の保管と開示

モニタリングの結果は、別紙2-2及び3-2のとりまとめ表に整理・保管し、認定事業者の適切な指導のため役立てることとすると同時に必要に応じて開示する。また、関係書類等を開示できるように一定期間保存する。

(2) 是正措置の要求

モニタリングによって認定事業者に「木材・木製品の合法性・持続可能性のためのガイドライン」（平成18年2月）から逸脱した行為のあることが判明した場合には、認定団体は当該認定事業者に対して是正を要求し、後日その結果の確認を行う。

また、認定団体が認定事業者に対して是正措置を繰り返して要求したにも拘らず、認定事業者が適切な措置を講じない場合には、認定団体は認定を取り消すものとする。

5 海外の違法伐採対策・合法木材の推進及び連携

輸出国の生産者に対して、合法木材の普及をはかるとともに、海外の違法伐採対策の状況を把握するため、①木材輸出国においてセミナーを開催するとともに、②消費国などにおける事業者の取組の最近情報を収集する。

（１）第４回日中木材及び木材製品貿易検討会

平成 21 年広州市、22 年大連市、23 年臨沂（りんぎ）市に引き続き、日本に対する木材輸出業者などを対象に、日本における木材製品市場と合法木材調達の動向などの理解を深めるため、第四回「日中木材及び木材製品貿易検討会」を開催する。

【スケジュール】

事前準備、中国側団体との協議、開催概要の検討（7－9 月）

中国側団体との委託契約（9 月－ ）

第 4 回中国違法伐採対策セミナー開催（11 月 ）

（２）消費国における違法伐採問題に対する取り組み状況の把握

近年違法伐採問題に対して新たな政策を導入した米国、欧州、豪州を対象として、新政策の効果、効率性、業界団体認定の可能性などについて業界関係者（輸入業者、国内流通業者）へのヒアリングなどを通じて明らかにする。

【スケジュール】

事前準備、調査概要の検討（7－9 月）

海外のコンサルタントへ委託契約・調査（9 月－）

平成 年度合法木材取扱現場調査対象事業者一覧

担当団体名：
 担当者名：
 対象事業者数：

1	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
2	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
3	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
4	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
5	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
6	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
7	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
8	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
9	事業者名		業種		
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			
10	事業者名			業種	
		所在地			
		電話			
		メール			
		担当者名			

平成 年度合法木材取扱書面調査票(案)

企業名:
 認定番号:
 所在地:
 電話:
 メールアドレス:
 担当者名:

I 認定要件の実施状況に関すること	
1	合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認していますか (1) 全て確認している (2) 確認することが多い (3) 確認することは少ない (4) 全く確認していない
2	どのような方法で分別管理をしていますか (1) 分別管理場所を設定し、分別管理している (2) ロット積みにし、表示をして分別管理している (3) 製品または梱包ごとにカード等で識別し、分別管理している (4) 全量合法木材であるため、特に分別管理を行う必要がない (5) その他()
3	どのような方法で合法木材にかかる文書を管理をしていますか (1) 伝票を基に合法木材管理簿を作成し、入・出荷、在庫の管理をしている (2) 合法木材管理簿は作成していないが、伝票綴りで管理している (3) 全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない (4) その他()
4	文書の保管期間はどのくらいですか (1) 証明書や合法木材管理簿などの文書は、5年間保管している (2) 保管しているが5年間ではない(____年) (3) その他()
5	合法木材証明の責任者の選定をしていますか (1) 分別管理と文書管理の責任者を選定し公表している (2) 分別管理と文書管理の責任者を選定しているが公表はしていない (3) その他()
II その他	
1	どのような方針で合法木材を取扱っていますか (1) 全てを合法木材にする (2) 出来るだけ合法木材にする (3) 要請のあった時だけ合法木材にする
2	調達相手先が認定事業者であることをHPなどで確認していますか (1) 全て確認している (2) 確認しているところが多い (3) 確認しているところは少ない (4) 全く確認していない
3	合法木材を供給する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを証明していますか (1) 全て証明している (2) 証明することが多い (3) 証明することは少ない (4) 全く証明していない
4	認定団体が実施する認定事業者研修へ参加していますか (1) 分別管理責任者か文書管理責任者が、常に参加している (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が、時々参加している (3) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、常に参加している (4) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、時々参加している (5) これまでだれも参加したことはない

平成 年度合法木材取扱書面調査結果取りまとめ表(案)

認定団体名:

所在地:

電話:

メールアドレス:

担当者名:

傘下認定事業体総数:

今回対応認定事業体数:

(書面調査対応率:)

質 問 項 目		件数
I 認定要件に関する事項		
1	合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているかか (1) 全て確認している (2) 確認することが多い (3) 確認することは少ない (4) 全く確認していない	
所見:		
2	どのような方法で分別管理をしているか (1) 分別管理場所を設定し、分別管理している (2) ロット積みにし、表示をして分別管理している (3) 製品または梱包ごとにカード等で識別し、分別管理している (4) 全量合法木材であるため、特に分別管理を行う必要がない (5) その他	
所見:		
3	どのような方法で合法木材に関する文書管理をしているか (1) 伝票を基に合法木材管理簿を作成し、入・出荷、在庫の管理をしている (2) 合法木材管理簿は作成していないが、伝票綴りで管理している (3) 合全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない (4) その他	
所見:		
4	文書の保管期間はどのくらいか (1) 証明書や合法木材管理簿などの文書は、5年間保管している (2) 保管しているが5年間ではない(年) (3) その他	
所見:		
5	合法木材証明の責任者の選定をしているか (1) 分別管理と文書管理の責任者を選定し公表している (2) 分別管理と文書管理の責任者を選定しているが公表はしていない (3) その他	
所見:		

Ⅱ その他			
1	どのような方針で合法木材を取扱っているか (1) 全てを合法木材にする (2) 出来るだけ合法木材にする (3) 要請のあった時だけ		
	所見:		
2	調達相手先が認定事業者であることをHPなどで確認しているか (1) 全て確認している (2) 確認しているところが多い (3) 確認しているところは少ない (4) 全く確認していない		
	所見:		
3	合法木材を供給する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを証明しているか (1) 全て証明している (2) 証明することが多い (3) 証明することは少ない (4) 全く証明していない		
	所見:		
4	認定団体が実施する認定事業者研修へ参加しているか (1) 分別管理責任者か文書管理責任者が、常に参加している (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が、時々参加している (3) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、常に参加している (4) 分別管理責任者および管理責任者以外の者が、時々参加している (5) これまでだれも参加したことはない		
	所見:		
総合所見:			

平成 年度合法木材取扱現場調査調査票(案)

調査実施団体名:

調査実施者名:

調査対象事業者名: (職種:)

調査対象事業者所在地:

調査対象事業者電話: メール:

調査対応者名:

I 認定要件の実施状況

- 1 合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認していますか
 - (1) 全て確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認していない
- 2 入・出荷、加工、在庫において合法木材とそうでないものを区分するため、分別管理方針書を定め、公表していますか
 - (1) 分別管理方針書を定め、公表している
 - (2) 分別管理方針書は定めているが、公表はしていない
 - (3) 分別管理方針書は定めていない(理由:)
- 3 分別管理責任者を選任し、公表していますか
 - (1) 分別管理責任者を選任し、公表している
 - (2) 分別管理責任者は選任しているが、公表していない
 - (3) 分別管理責任者は選任していない
- 4 分別管理方針書に従い、分別管理が行われていますか
 - (1) 分別管理場所を設定し、分別管理を行っている
 - (2) 合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている
 - (3) 梱包または製品ごとにカードやラベルを添付して、分別管理を行っている
 - (4) 分別管理は行っていない
 - (4-1) 全て合法木材である
 - (4-2) その他(理由:)
- 5 分別管理責任者は、入・出荷の際に、伝票・証明書・ラベルに必要事項が記載されているか、特に伝票には認定番号だけでなく、合法木材である旨の記載があるかを確認していますか
 - (1) 常時、確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認しない
- 6 分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別管理が適切に行われているか、現場において確認していますか
 - (1) 常時、確認している
 - (2) 確認することが多い
 - (3) 確認することは少ない
 - (4) 全く確認しない
- 7 合法木材の入・出荷、加工、在庫などの情報を把握し、合法木材の管理を行うために、文書管理規定を定め、公表していますか
 - (1) 文書管理方針書を定め、公表している
 - (2) 文書管理方針書は定めているが、公表していない
 - (3) 文書管理方針書は定めていない
- 8 文書管理責任者を選任し、公表していますか
 - (1) 文書管理責任者を定め、公表している
 - (2) 文書管理責任者は定めているが、公表していない
 - (3) 文書管理責任者は定めていない

- 9 伝票類を整理・保管するとともに、これらに基づいて合法木材管理簿を整備し、合法木材取扱実績報告などに活用するとともに、問題発生時に事実確認できる体制が整えられていますか
- (1) 伝票類の整理・保管され、管理簿も整備されて実績報告書作成に活用されるとともに問題発生時に確認できる体制ができている
 - (2) 管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管され、実績報告書作成に活用されている
 - (3) 伝票類は整理・保管されておらず、管理簿も整備されていない
 - (4) 取り扱いは全て合法木材なので、特別な文書管理はしていない
- 10 文書管理責任者は、合法木材管理簿に必要事項(入荷先、入荷量、出荷量、出荷先、在庫量など)が適切に記載されていることをチェックし、数量間に齟齬がないことを確認していますか
- (1) 常時、確認している
 - (2) 定期的に確認している
 - (3) 不定期だが確認することが多い
 - (4) 確認することはすくない
 - (5) 全く確認していない
- 11 文書類は5年間保管されていますか
- (1) 5年間保管している
 - (2) 保管しているが、5年間ではない(年)
 - (3) 保管していない

II その他

- 1 調達相手先が認定事業者であることを、HPなどで確認していますか
- (1) 全て確認している
 - (2) 確認しているところが多い
 - (3) 確認しているところは少ない
 - (4) 全く確認していない
- 2 供給の際、合法木材であることを証明する伝票や証明書などを発行していますか
- (1) 全て発行している
 - (2) 要望のあった時だけ発行している
 - (2) 発行することが多い
 - (3) 発行することは少ない
 - (4) 全く証明していない
- 3 認定事業者研修への参加していますか
- (1) 常に分別管理責任者か文書管理責任者が参加している
 - (2) 分別管理責任者か文書管理責任者が時々参加している
 - (3) これ以外の者が常に参加している
 - (4) これ以外の者が時々参加している
 - (5) 誰も参加したことがない

平成 年度合法木材取扱現場調査結果取りまとめ表(案)

調査実施団体名：
 調査実施者名：
 調査対象事業者数：

		質 問 項 目	件 数
I	認定要件の実施状況		
1	合法木材調達の際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているか		
	(1) 全て確認している		
	(2) 確認することが多い		
	(3) 確認することは少ない		
	(4) 全く確認していない		
	所見：		
2	入・出荷、加工、在庫において、合法木材とそうでないものを区分するため、分別管理方針書を定め、公表しているか		
	(1) 分別管理方針書を定め、公表している		
	(2) 分別管理方針書は定めているが、公表はしていない		
	(3) 分別管理方針書は定めていない（理由：		
	所見：		
3	分別管理責任者を選任し、公表しているか		
	(1) 分別管理責任者を選任し、公表している		
	(2) 分別管理責任者は選任しているが、公表していない		
	(3) 分別管理責任者は選任していない		
	所見：		
4	分別管理方針書に従い、分別管理が行われているか		
	(1) 分別管理場所を設定し、分別管理を行っている		
	(2) 合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている		
	(3) 梱包または製品ごとにカードやラベルを添付して、分別管理を行っている		
	(4) 分別管理は行っていない		
	(4-1) 全て合法木材である		
	(4-2) その他（理由：		
	所見：		
5	分別管理責任者は、入・出荷の際に、伝票・証明書・ラベルに必要事項が記載されているか、伝票に認定番号だけでなく、合法木材である旨の記載があるか確認しているか		
	(1) 常時、確認している		
	(2) 確認することが多い		
	(3) 確認することは少ない		
	(4) 全く確認しない		
	所見：		

6	分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別管理が行われているか、現場において確認しているか	
	(1) 常時、確認している	
	(2) 確認することが多い	
	(3) 確認することは少ない	
	(4) 全く確認しない	
所見：		
7	合法木材の入・出荷、加工、在庫などの情報を把握し、合法木材の管理を行うために、文書管理規定を定め、公表しているか	
	(1) 文書管理方針書を定め、公表している	
	(2) 文書管理方針書は定めているが、公表していない	
	(3) 文書管理方針書は定めていない	
所見：		
8	文書管理責任者を選任し、公表しているか	
	(1) 文書管理責任者を定め、公表している	
	(2) 文書管理責任者は定めているが、公表していない	
	(3) 文書管理責任者は定めていない	
所見：		
9	伝票類を整理・保管するとともに、これらに基づいて合法木材管理簿を整備し、合法木材取扱実績報告などに活用するとともに、問題発生時に事実確認できる体制が整えられているか	
	(1) 伝票類は整理・保管され、管理簿も整備されて実績報告書作成に活用され、問題発生時に確認できる体制もできている	
	(2) 管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管され、実績報告書作成に活用されている。	
	(3) 伝票類は整理・保管されておらず、管理簿も整備されていない	
	(4) 取り扱いは全て合法木材なので、特別な文書管理はしていない	
所見：		
10	文書管理責任者は、合法木材管理簿に必要事項（入荷先、入荷量、出荷量、出荷先、在庫量など）が適切に記載されていることをチェックし、数量間に齟齬がないことを確認しているか	
	(1) 常時、確認している	
	(2) 定期的に確認している	
	(3) 不定期だが確認することが多い	
	(4) 確認することはすくない	
	(5) 全く確認していない	
所見：		
11	文書類は5年間保管されているか	
	(1) 5年間保管している	
	(2) 保管しているが、5年間ではない（ 年）	
	(3) 保管していない	
所見：		

12	認定要件に関する事項に関する所見
II その他	
1	調達相手先が認定事業者であることを、HPなどで確認しているか
	(1) 全て確認している
	(2) 確認しているところが多い
	(3) 確認しているところは少ない
	(4) 全く確認していない
	所見：
2	供給の際、合法木材であることを証明する伝票や証明書などを発行しているか
	(1) 全て発行している
	(2) 要望のあった時だけ発行している
	(2) 発行することが多い
	(3) 発行することは少ない
	(4) 全く証明していない
	所見：
3	認定事業者研修へ参加しているか
	(1) 常に分別管理責任者か文書管理責任者が参加している
	(2) 分別管理責任者か文書管理責任者が時々参加している
	(3) これ以外の者が常に参加している
	(4) これ以外の者が時々参加している
	(5) 誰も参加したことがない
	所見：
総合所見：	

林野庁補助事業

平成25年度
違法伐採対策・合法木材普及推進事業
総括報告書

2014年（平成26年）3月

一般社団法人 全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>